2005年8月9日

水源連だより

SUIGENREN DAYORI No.33

水源開発問題全国連絡会◆　東京都千代田区平河町1-7-1-W201
TEL:03-5211-5429　FAX:03-5211-5538
郵便振替　00170-4-766559
ホームページ　http://www.geocities.co.jp/NatureLand-Sky/4094/suigen.htm

第１４回田尻賞で嶋津暉之共同代表と「知る権利ネットワーク関西」が受賞
嶋津共同代表（左）と「知る権利ネットワーク関西」事務局長野村孜子さん（右）

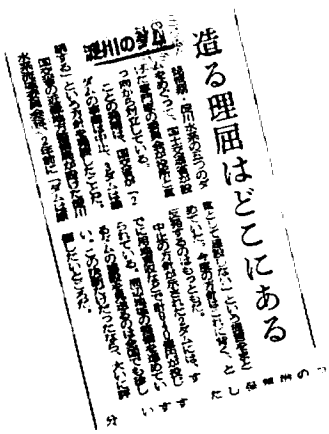
造る理屈はどこにある

大量の流木で出港見合わせ

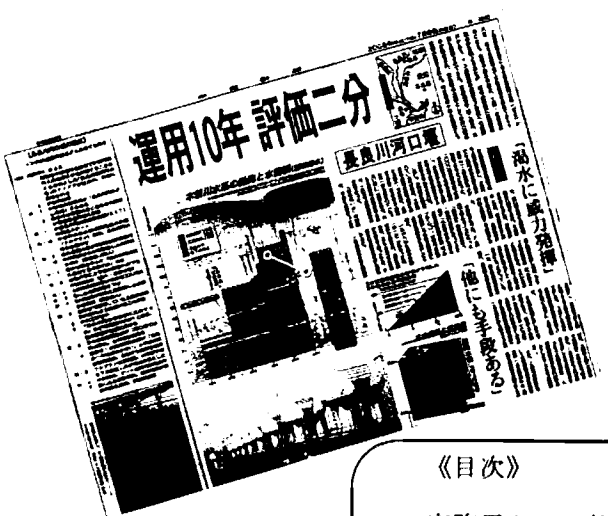
運用10年 評価二分

変わるかダムの国
無駄か備えか 埋まらない溝

《目次》

・事務局からの報告　2p
・八ッ場ダムの水没予定地　15p
・川辺川をめぐる動き　18p
・2005年　今年の連携排砂について（黒部川）　20p
・あらゆる意味で不当な試験湛水はゆるさない（徳山ダム）　22p
・新聞切り抜き、徳山ダム・長良川・淀川・苫田ダム・全国　26p
・研究レポート「ダムの堆砂速度は何できまるのか」岡本 尚　37p
・アジアのダムファイター（「週刊金曜日」より）　43p
・RWESA JAPAN八ッ場ダムツアー報告　46p
・「サルンダム」と「霞ヶ浦再生」のリーフレットについて　48p

事務局からの報告

1．　今年度の総会

今年度の総会は、八ッ場ダム問題を中心にすえ、八ッ場ダム予定地の現状、1 都 5 県が進められている八ッ場ダム公金支出差し止め訴訟も含め、八ッ場ダム問題についての認識の共有化を図ることを目的とします。

恒例では全国集会を総会に抱き合わせて開催していましたが、今年は現地の地理的状況から時間的余裕が無いと判断し、取りやめます。

現地の状況から、川原湯温泉での総会開催は無理と判断し、総会は中之条で、宿泊は川原湯温泉とします。川原湯温泉は水源連がこれまで総会を開いていた１０月中旬から１１月中旬は吾妻渓谷の紅葉を目当てとする客が多く、どの宿もその規模から５０名ほどの団体を優先的に受け入れることができないため、開催を１２月にします。

川原湯温泉のお湯と旅館街のたたずまい、紅葉も終りまさに冬支度に入った吾妻渓谷の美しさ、住民の転出が進行している現地、地盤の脆弱さを証明する代替地直上部につくられた多数の砂防ダム、吾妻川の水の大半を東電の発電所に送っている導水路、酸性河川の中和施設、嬬恋村の壮大なキャベツ畑、草津の温泉街、etc、しっかりと皆さんの五感で確認していただきたく思います。

- 焦　　点：八ッ場ダム
- 日　　時：１２月 10 日（土）　中之条で総会　移動して、川原湯温泉で宿泊
  １２月 11 日（日）　八ッ場ダム予定地見学会
- 獲得目標・議題：
  - 八ッ場ダム問題についての認識の共有
  - 訴訟の経過とその意義
  - 中止に向けての提案・・・生活再建支援を含む
  - 河川整備基本方針、河川整備計画の諸問題
  - 補助ダム問題
- 八ッ場ダム計画の現在的問題点
  - 治水上も利水上もまったくその必要性を喪失している。
  - 地質的に脆弱で、ダムが完成・湛水することで周囲の崩壊の可能性が窮めて高い。
  - ダム構想が地元に明らかにされたのは今から 53 年も前の 1952 年。それ以来、地元ではダムがらみの生活を強いられている。
  - 補償基準の協定締結が 2001 年。いまだに代替地造成が進まず、先行き不安から転出者が多く、約半分の住民が転出。
  - ダムが完成し、代替地造成も完了したとしても、代替地に移る世帯は極少数で、地域社会として成立しがたい。
  - ダムなしの地域再建策の樹立が急務。
- 八ッ場ダム問題に関連した下流域の活動
  - 11 月 27 日(日)にはゲストに藤田恵氏を迎えて、提訴 1 周年集会を南大塚ホールで開催する予定です。
  - １都５県をそれぞれ相手取った公金差し止め訴訟は東京が４回目の公判が終り、ほかの県は３回目を終わりつつあります。どこもまだ、「八ッ場ダムは不要である」という本論には入っていません。この提訴が行政訴訟になじまないから門前払いをしろ、

という被告側の言い分についての審理になっています。「公金支出は適正に行われている。違法性はない」というのが被告側の言い分ですが、原告側は、支出そのもの違法性をいっているのではなく、その支出の原因となった行為を問題としています。裁判所は、「八ッ場ダムの必要性の有無」などについての論議を避けて通ることはできないという認識を持っているようです。

原告側は、今秋からは実質審理、すなわち、「八ッ場ダムの必要性の有無」などについての審理に入るよう、裁判所と被告側に強く求めています。

総会、現地見学会などの具体的内容、募集要項は追ってお知らせいたします。

今から、１２月10日、11日は水源連総会、現地見学会用に空けておいてください。

参考までに、八ッ場ダム関係年表を別紙-1として掲載します。

２．　利根川・荒川水源地域対策基金、中止ダムへの事業新設

「利根川水系及び荒川水系におけるダム等の建設に伴い必要となる水没関係住民の生活再建対策と水没関係地域（水源地域及びその周辺地域をいう。以下同じ。）の振興対策に必要な資金の貸付け、交付等の援助及び調査を行うことにより、当該ダム等の建設促進、水没関係住民の生活安定及び水没関係地域の発展に資すること」を目的としていた利根川・荒川水源地域対策基金が、その対象の一つとしていた戸倉ダムが中止したことに伴い、「基金が既に援助を行っているダム等の建設が中止となった地域に最小限必要な資金の貸付け、交付等の援助を行うことにより、当該地域への影響を緩和することを目的とする。」をその目的に追加しました。

この基金は、利根川流域都県の寄付行為によって成り立っています。この基金の金の使われ方には、いわゆるダム協力感謝金（こういう名前は使っていませんが、実質的には存在している）の支出によるダム反対派の切り崩しなど、色々と問題が指摘されていますが、そのような基金が中止ダムへの対応を行うということは注目すべきことです。

平成１７年度の事業計画書には

1．群馬県が利根川水系八ッ場ダムに係る水没関係住民のために　実施する生活再建対策事業に要する費用について助成を行う。
2．群馬県が実施する利根川水系八ッ場ダムに係る水没関係住民の生活再建に関する調査に要する経費について助成を行う。
3．栃木県が利根川水系湯西川ダムに係る水没関係住民のために実施する生活再建対策事業及び地域振興対策事業に要する費用について助成を行う。
4．群馬県が実施する利根川水系戸倉ダムが中止となった地域への地域対策事業に必要な経費について助成を行う。
5．栃木県が利根川水系思川開発施設に係る水没関係住民のために実施する生活再建対策事業に要する費用について助成を行う。
6．上下流交流活動を推進する。

と記されています。

中止された戸倉ダムへの事業については、今年の 3 月 24 日に国土交通省関東地方整備局が記者発表しています。添付資料を参照ください。

戸倉ダム予定地には水没予定住民がいなかったこともあり、個人の生活再建に関連する事業はひとつもありません。

八ッ場ダムの場合は水没予定住民が多いので、個人の生活再建支援が重要な課題になりますが、現在の体制の中でも、八ッ場ダムを中止に追い込んだときに、この基金がダム中止の場合にも地域再建をその事業として追加している事実は一つの取っ掛かりとして使えるでしょう。

3.　国土交通省からの説明会

今年の 1 月 31 日に「河川整備計画策定の諸問題について」の説明を国土交通省河川局計画調整室長（稲田修一氏）から、3 月 11 日に「補助ダムについて」の説明を同局治水課課長補佐（神矢　弘氏）から、説明を受けました（水源連だより 32 号に記載）。それらの継続として、両者に対して再度の説明会の開催を要請しました。提出した要請書を別紙-2 として後ろに掲載します。

- 稲田河川局計画調整室長の対応：「前回は佐藤・松野両議員のヒヤリングであった。今回もその継続として扱うべきである。」との意見。
- 神矢治水課課長補佐の対応：

神矢氏：補助ダム申請書類に基づき審査をしている。書類に掲載されていない部分については県からヒヤリングをしている。

計画そのものへの疑問への対応は、事業者である県が行うのが筋。自分が対応すると県を飛び越えた形になる。

県に対しては、住民への説明をきちんと行うようにお願いするしかない。よって、面談してもしなくても結果は同じ。

遠藤：県が対応しない、国も対応しない、では話にならない。

補助金を出すことを決めている国土交通省に責任がある。

住民側の問題提起（手続き上の問題、治水・利水上の問題）を受け、それを県にまわして神矢氏として回答を受けるべき。

その結果から、提起された問題点について住民に対応するべき。

結論：水源連が各ダムについての問題点を文書で提出。

神矢氏はそれを見て面談（説明）について判断。

- 事務局としての判断
  - ✧ 稲田氏関係も含め、佐藤謙一郎議員・松野信夫議員と相談する。
  - ✧ 補助ダム問題については、内海ダム再開発・太田川ダム・奥胎内ダム　の各々の問題点を整理して掲出。
- その後の経過
  - ✧ 河川整備計画関係も補助ダム関係も前回と同様、佐藤・松野両議員によるヒヤリングとする。
  - ✧ 開催日程は国会運営の関係から 8 月に入ってから。
  - ✧ ヒヤリングに使える時間は 1 時間。よって、今回は補助ダム問題に絞る。
  - ✧ 河川整備基本方針・河川整備計画関係については議員に質問主意書を提出していただく。その原案を作成する。

河川整備基本方針・河川整備計画問題はヒヤリングまでに時間がかかりそうなので、あらかじめ議員から質問主意書を提出していただき、その回答を基本にヒヤリングを開催する、という考え方で進むことにします。

補助ダム問題は、内海ダム再開発、太田川ダム、奥胎内ダムを事例とし、それぞれの事業計画内容の本質的問題点、事業者である県が説明責任を果たしていないなどの具体的経過を当方から提出し、それに対する説明を国に求める、という予定です。

4.　各地との連携および各地の状況

内海ダム再開発、山鳥坂ダムなどの問題で、事務局が現地運動体と連携を取っています。事務局と

の連携を含め、各地の状況を記します。

- 内海ダム再開発
  - ✧ ４月６・７日　現地での作戦会議と香川県への要請行動
    環瀬戸内海会議が呼びかけ、４月６・７日に地元で作戦会議を行った。水源連事務局からは遠藤が出席した。
    「地主たちは、推進で大半（土地面積）がまとまってきた」ということで、反対派地主には孤立感が深まっていた。
    立木トラストの説明、収用法についての勉強会を行った。
    勉強会後に連絡団体「寒霞渓の自然を守る連合会」設立した。
    4/7 は香川県庁への申し入れを行った。当面は、県との公開討論会とデータ開示を求めていく。
  - ✧ 県、情報公開法に基づかないと、情報を提供しない。
    高松市内でビラまき。反応はとてもよかった。今後、香川県全体の問題にしてゆく。

- 山鳥坂ダム
  - ✧ 山鳥坂ダム基本計画策定に関連し、環境影響評価法に基づく環境影響評価業務が進行している。
  - ✧ スクリーニングを終え、スコーピングの最中。クマタカとヤイロ鳥を調査対象からはずす方向で検討中であることが判明
  - ✧ ６月１６日、この問題に対応するため、大洲から有友氏が上京し、日本自然保護協会の上野氏に協力を要請。これに事務局から遠藤が同席。
  - ✧ ７月２４日、大洲総合福祉会館で抗議集会。野鳥の会顧問の泉原氏が講演
  - ✧ 公開質問書提出準備中

- 川辺川ダム
  - ✧ 漁協、５月の総代選挙でダム反対派が 1/3 を確保。
  - ✧ 治水班が新しいパンフレット作成中。
  - ✧ 国土交通省が新しく建設するとしている六藤取水堰については詳しい設計資料なし。反対派は既設の堰を利用することを主張している。
  - ✧ ７月２５日、新たに収用申請した土地についての収用委員会が熊本市内で開かれた。権利者側からは国土交通省と収用委員会に対して、利水事業の目処も立っていないのに収用裁決申請を出したり、収用委員会を開催することに抗議が出された。
  - ✧ ８月２９日には土地案件と漁業権案件に関する収用委員会が予定されている。収用委員会が却下裁決をだす可能性もある。この場合、緊急に東京でも集会。水源連にも協力要請があるはず。
- 徳山ダム
  - ✧ 徳山ダム湖に湛水するとその周囲にある私有地へ行く道がなくなることから、国は私有地の公有化をもくろんだが、地主が猛反発。水資源機構はそのような状況の中で湛水に執着。
    詳しくは近藤さんの現地からの報告をご覧ください。
- 辰巳ダム
  - ✧ 土地収用法適用を前提に、石川県は土地所有者にたいする任意買収交渉を始めた。

5.　嶋津共同代表、田尻賞受賞

「第１４回田尻賞個人部門の受賞者として、"ダム反対運動をデータ分析で支援してきた嶋津暉之（しまずてるゆき）さん"」と田尻賞事務局から発表があったのは６月２４日のことでした。

この受賞は彼の長年来のライフワークが評価されたものです。彼と共にダム反対運動に関わってきた多くの皆さんにとっても、自分たちの運動の成果として受け止めていただけるでしょう。

７月１０日、田尻宗昭基金主催の田尻賞表彰式が東京四谷主婦会館で行われ、水源連共同代表嶋津さんと「知る権利ネットワーク関西」が、第１４回田尻賞の表彰を受けました。式には嶋津さんの恩師でもあり、田尻賞世話人でもある宇井純先生、藤原信先生の他水源連関係では新潟の三橋さん、呉の木原さんなど遠方の方や八ッ場ダム運動の関係者、東京の水を考える会など関東の仲間もお祝いに駆けつけて下さいました。嶋津さんも受賞者スピーチの中で、これまで共に運動を行ってきた全国の仲間の皆さんへの感謝を強調されていました。同時に受賞した「知る権利ネットワーク関西」も安威川ダム問題を始め、ダム問題に深い関連のある運動をしてきた団体で、共に受賞を祝い、今後も共に運動を進めていく事を確認しました。記念講演としてメコンウオッチの松本悟さんが、メコン川のダム開発問題を話されました。こちらも水源連とはなじみの深い方で、水源連との関わりも含めて講演が行われ、複雑化するメコン川ダム開発問題を知る機会となりました。今回の田尻賞は、ダム問題でつながる表彰式となりました。当日、主催者による懇親会のあと、宇井先生、藤原先生らを含めた、ささやかな水源連関係者でのお祝いも行いました。

８月２０日にはこれまで嶋津氏と共に水問題に取り組んできたものが集まり、お互いの親睦会を兼ねた、お祝い会をすることになりました。

- **お祝い会の案内**
  - ✧ 日時：２００５年８月２０日　１８：３０～２０：３０
  - ✧ 場所：水道橋駅徒歩１分の全水道会館６階　中会議室
  - ✧ 形式：立食方式
  - ✧ 会費：３０００円
  - ✧ 連絡先：遠藤保男　電話　＆　FAX　０４５－５６１－８１８６
    メールアドレス：yakkun@mvd.biglobe.ne.jp

6.　その他

会計からのお願い

今年度の会費未納の方、同封の納入用紙を用いて、会費の納入をお願いいたします。

別紙－1　八ッ場ダム計画関連年表		
1947 年 (昭 22)		**カスリーン台風により利根川流域など大洪水。利根川治水計画の見直しが始まる。**
1949 年 (昭 24)		利根川改修改訂計画の策定。洪水調節目的をもつ上流ダム群の建設が計画される。
1952 年 (昭 27)	5 月	**建設省より長野原町長にダム調査の通知が届く。**建設省、現地で調査を開始。「悪夢に似た戦争も終結を見てより早や 7 年、如何に国家のためとは云い乍ら、先頃になって漸く定まった雀の涙程の遺族補償の外見るべき対策何一つなく、殺され損、焼かれ損で後は一切ご破算に願われて了った今日。何で吾等が自らの身を以て、利根川水系下流同胞の人柱たる決意を持ち合わせようという殆ど絶望に似たあきらめに到達することができ得よう。」（長野原町報より）
1953 年 (昭 28)	2 月	**ダム建設反対の住民大会が開かれる。**住民ら上京し、地元の中曾根康弘議員、建設省に決議文を手渡し反対陳情。
		吾妻川が強酸性の河川であることから、ダム計画、表面的には一時中断。
1957 年 (昭 32)		群馬県、吾妻川の水質改善を目的とする「吾妻川総合開発事業」を計画。
1963 年 (昭 38)		**草津町に中和工場完成。翌年 1 月より運転開始。**
1965 年 (昭 40)	3 月	**群馬県、住民にダム建設を発表。**
	5 月	八ッ場ダム連合対策委員会発足（萩原好夫委員長）。選挙区の福田赳夫氏、蔵相就任の挨拶のため現地入り。「ダムは 42 年度ごろには着工し、44 年ごろには完成させたい」と建設推進を表明。
	1 2 月	条件つき賛成派の委員長に反発した住民多数派 675 名、反対期成同盟を結成。連合対策委員会は解散。同月、**品木ダム完成。**
1966 年 (昭 41)	1 月	選挙区の中曾根康弘代議士、現地で「ダムというものは軽々しく造るものではない」と発言し、反対派の期待を集める。八ッ場ダム、「福－中対立」の構図に。
	2 月	**長野原町議会、ダム反対を全会一致で決議。**
	6 月	**建設省、川原湯で岩盤調査。反対期成同盟、厳重抗議し作業中止。**
	7 月	200 名の抗議団、上京し反対陳情。
	9 月	橋本登美三郎建設大臣、国会において、「八ッ場ダムは地元の了解なしに建設を強行する考えはない」と答弁。
1967 年 (昭 42)	6 月 ～	建設省、地元での説明会を長野原町に再三要請するが実現せず。

	9月	建設省、川原湯駅横のダム賛成派宅に現地出先機関（11 月に調査出張所となる）を開設。町議会、反対期成同盟 773 名の請願を採決し、県議会に反対陳情。「私ども川原湯、川原畑、林、横壁の区域は急傾斜の処であるので、ダムができると殆んど水没し、再生の土地はない」（長野原町議会議事録より）。
	12月	**ダム反対の総決起大会開かれる。**「遠く父祖より受け継し　故郷の田畑吾が住居　湖底に沈めてなるものか　ダム反対に決起せよ　」（「八ッ場ダム絶対反対の歌」より）。
1968 年（昭 43）	3月	現地の出張所、長野原地区に移転し、調査事務所に昇格。現地立ち入り調査を行うが、住民の反対行動激化。5 月
1969 年（昭 44）	2月	反対派、選挙区の小渕恵三議員の紹介で田中角栄自民党幹事長に陳情。
	3月	**群馬県議会、「ダム建設促進決議案」を 4 年にわたる継続審議の末、13 回目に採択。**
	6月	建設省、川原湯駅前に生活再建相談所を設置。
	7月	**建設省、立ち入り調査、測量を試みるが反対派阻止。**
	8月	建設省、土地収用法に基づく立ち入り調査を通告するが、反対激しく作業を中止。
1970 年（昭 45）	4月～	八ッ場ダムの予算は調査段階から建設段階に移行し、八ッ場ダム調査事務所が八ッ場ダム工事事務所に改称。
	7月～	佐藤政権下、後継を狙う「角福戦争」激化。建設省に影響力のある田中角栄幹事長、福田蔵相ペースで進められるダム事業を牽制。建設省、現地での強行策を県、町による行政主導方針に転換。
1973 年（昭 48）		**水源地域対策特別措置法（水特法）公布。**抵抗激しい八ッ場ダムの地元対策といわれた。
1974 年（昭 49）	4月	**川原湯地区の反対期成同盟委員長樋田富次郎氏、町長に当選（～1990 年）。**反対運動は盛り上がるが、この後、町政は県、国による締めつけに苦しむことになる。
	9月	美濃部亮吉東京都知事、群馬県庁を訪ね、神田坤六知事に協力を要請。
	11月	**八ツ場ダムについて、文化庁から河川局長に対し「渓谷の本質に影響が及ぶ場合は不合意」との見解が示される。**
1975 年（昭 50）	3月	**建設省がダムサイトの位置を 600m 上流へ変更する。**
1976 年（昭 51）	4月	**八ッ場ダム計画を組み込んだ利根川・荒川水系水資源開発基本計画（フルプラン）を閣議決定。**
	8月	神田知事、県議会福田派より「ダム建設に消極的」と批判を受け退陣。推進派の支持を受けた清水一郎知事が誕生し、ダム推進を表明。国、県により反対派の切り崩しが進められていく。

1980 年 (昭 55)		群馬県は地元に生活再建案を提示。1982～87 年の中曽根政権下で八ッ場ダム建設の諸手続きが進められる。
1985 年 (昭 60)		町長と知事は生活再建案についての覚書を締結。反対運動が転機を迎える。
1986 年 (昭 61)	3 月	八ッ場ダムが水源地域対策特別措置法に基づくダムに指定される。水没予定地が八ッ場ダムに係る河川予定地に指定される。
	7 月	八ッ場ダム建設に関する基本計画が告示される（完成予定 2000 年度）。
1987 年 (昭 62)		財団法人利根川・荒川水源地域対策基金が八ッ場ダムを基金対象ダムに指定。長野原町は「現地調査に関する協定」に調印。建設省、翌年から調査を開始。
1990 年 (平 2)		建設省、生活再建案に基づく「居住地計画」を水没世帯に配布。
1992 年 (平 4)		「反対期成同盟」は「対策期成同盟」に変わり、反対運動の旗を降ろす。町、県、国の三者で「用地補償調査に関する協定書」締結。建設省、用地補償調査を開始（～1999 年）。
1994 年 (平 6)		建設省、付帯工事に着手。八ッ場ダム関連の付け替え区間を含む上信自動車道（群馬県渋川市～長野県東部市）が地域高規格道路の指定を受ける。
1995 年 (平 7)		建設省、第二次土地利用計画として代替地の計画案を発表。
1999 年 (平 11)	4 月	広報センター「八ッ場館」開所。
	6 月	水没五地区の代表による連合補償交渉委員会（萩原明郎委員長）が設置される。
2001 年 (平 13)	6 月	「利根川水系八ッ場ダム建設事業の施行に伴う補償基準」に水没五地区連合補償交渉委員会が調印。これより個別補償交渉が開始される。
	9 月	八ッ場ダムの完成を 2010 年度に延長する基本計画変更を告示。
2003 年 (平 15)	1 1 月	国土交通省、八ッ場ダム事業費変更（2110 億円→4600 億円）を主旨とした基本計画変更案を発表。
	1 2 月	東京都知事、議会の承認を得て上記計画変更に同意を与える。
2004 年 (平 16)	9 月	八ッ場ダム基本計画変更（第二次）を官報に告示（国土交通省告示第１１６４号）
	9 月	八ッ場ダムをストップさせる市民連絡会、関係各都県に対して住民監査請求。
	1 1 月	同会各都県のストップさせる会は、八ッ場ダム事業への支出差止めなどを求める住民訴訟を各地方裁判所に起こす。
2005 年 (平 17)	4 月	代替地分譲基準交渉で川原湯地区も合意を決定。

別紙-2　国土交通省へ提出した要請書

2005 年 6 月 22 日

国土交通省河川局治水課
補助ダム担当
課長補佐　　神矢　弘　様

水源開発問題全国連絡会
共同代表　嶋津　暉之
共同代表　遠藤　保男
連絡先　TEL&FAX　045-561-8186（遠藤）

補助ダムに関する説明依頼

過日、３月 11 日は衆議院の佐藤謙一郎議員、松野信夫議員による補助ダムに関するヒアリングに同席させていただきました。

そのときのヒアリングの結果に基づき、補助ダムの具体的な事柄について説明をお願いしたいと存じます。

つきましては、お忙しいところ、恐縮ですが、そのための場を設定してくださるよう、お願いします。

なお、当方が説明を要望するテーマは次のとおりです。

また、日程は７月 25 日（月）または 26 日（火）の午後を希望しますが、詳細は電話で打ち合わせをさせていただきます。

テーマ

1　補助ダムについて毎年の補助金額を国土交通省が決定する場合の審査基準について

2　昨年度、香川県の内海ダム再開発、静岡県の太田川ダム、新潟県の奥胎内ダムへの補助金の交付に関して国土交通省が審査した内容について

3　上記３ダムに代表される補助ダムの具体的な問題について
（当方からも現地の方に説明させていただきます）

4　その他

2005 年 6 月 22 日

国土交通省河川局河川計画課
河川計画調整室長
稲田　修一　様

水源開発問題全国連絡会
共同代表　嶋津　暉之
共同代表　遠藤　保男
連絡先　TEL&FAX　045-561-8186（遠藤）

河川整備計画等に関する説明依頼

過日、１月３１日は衆議院の佐藤謙一郎議員、松野信夫議員による、河川整備基本方針と河川整備計画に関するヒアリングに同席させていただきました。

そのときのヒアリングの結果に基づき、河川整備計画等の具体的な事柄について説明をお願いしたいと存じます。

つきましては、お忙しいところ、恐縮ですが、そのための場を設定してくださるよう、お願いします。

なお、当方が説明を要望するテーマは次のとおりです。

また、日程は7月 25 日（月）または 26 日（火）の午後を希望しますが、詳細は電話で打ち合わせをさせていただきます。

テーマ

1　一級河川の河川整備基本方針は、基本的に今後３年間に全て策定することになったが、その具体的な見通しについて
2　一級河川の河川整備計画を今後策定していく見通しについて
3　河川整備計画と個々のダム事業との関係について
4　河川整備計画策定段階への住民参加について
5　その他

2005 年 6 月 22 日

国土交通省河川局
総務課　御中

水源開発問題全国連絡会
共同代表　嶋津　暉之
共同代表　遠藤　保男
連絡先　TEL&FAX　045-561-8186（遠藤）

別紙のとおり、河川計画課と治水課に対して、説明依頼の文書をお送りしました。調整をよろしくお願いします。

解禁日：３月２５日１１：００以降

戸倉ダム中止に係る片品村への支援事業の枠組みが決まりました。

記　者　発　表　資　料

国土交通省関東地方整備局は、平成１６年６月に「戸倉ダム中止に係る基金事業の今後のあり方委員会」を設置し、平成１６年９月に委員会から提言をいただき、これを受けて、戸倉ダム中止に係る基金事業の方向性を調整してきました。

このたび、基金事業を含む戸倉ダム中止に係る片品村への支援事業の枠組みが決まりましたのでお知らせします。

平成１７年３月２４日
国土交通省関東地方整備局
河　　川　　部

発表記者クラブ	
竹芝記者クラブ	さいたま新都心記者クラブ
埼玉県政記者クラブ	刀水クラブ
都庁記者クラブ	千葉県県政記者クラブ
水資源記者クラブ	

問い合わせ先
国土交通省　関東地方整備局　　ＴＥＬ　０４８（６０１）３１５１（代表）
河川部　広域水管理官　渋谷　慎一（内３５６１）
河川環境課　調整係長　上岡　友幸（内３６６１）

戸倉ダム中止に係る片品村への支援事業の概要

○　全体事業費　約２０億円
・負担割合
片品村への支援（関係都県：基金）　：１０億２４百万円
国等（まちづくり交付金を含む）　：　９億７６百万円

○　事業期間　平成１６年度～平成２０年度

○　事業内容

単位：百万円

事業事項			全体額	片品村への支援事業（基金）	国等	備考
基盤整備	下水道整備事業		６８２	３９８	２８４	１６補助　９８ １７以降交付金　５８４
地域振興	尾瀬観光支援事業	自然文化拠点整備等 ・駐車場整備等	７８１	４８７	２９４	
	戸倉地区振興事業	スポーツレクリエーション施設整備等 ・グランド ・散策路等	５３７	１３９	３９８	
			2,000	1,024	976 (671)	()まちづくり交付金

「戸倉ダム中止に係る基金事業の今後のあり方委員会」
提　言　骨　子

○戸倉ダム建設事業が中止に至った場合であっても、ダム建設という大型公共事業が地元の水没関係地域に与えたこれまでの影響を考えると、ダム事業関係者には、水没関係地域の信頼を裏切ることなく円満な解決を図る努力を尽くす社会的責任があるといえる。

○一方、下流都県の立場からは、戸倉ダム建設を前提としていた基金事業について、ダム建設の中止を踏まえた場合に、今後、基金事業をどの程度実施することが合理的か、都県民への説明責任が課題となっている。

○これらを考慮した円満な解決を図るために、ダム建設中止に伴う下流都県及び水没関係地域・上流県の双方の意向を踏まえ、少なくとも必要と考えられるメニューの選定を以下のような基本的考え方及び理由で行った。

（基本的考え方）

水没関係地域から要望があったメニューのうち、従来の基金事業の範囲の中で以下のいずれかの考え方に該当するもの

①現在着手済でその機能発現のために最小限必要な生活基盤整備事業。

②ダム建設との関係から整備の遅れを余儀なくされた以下の整備事業。

イ）尾瀬への玄関口としての観光を基軸とした振興対策として、効果のある拠点整備

ロ）戸倉地区の観光の特色であるスポーツ活動を基軸とした振興対策として、効果のあるフィールド及びアクセスの整備

なお、イ、ロについて、ダム事業の中止に伴い従来の計画通りの実施が困難なものについては、従来の基金事業の目的の範囲の中で一部内容を変更する検討が必要である。

【参考資料】　戸倉ダム中止に係る基金事業の今後のあり方委員会

設立趣旨

独立行政法人水資源機構（以下、「水資源機構」という。）が利根川水系片品川に建設中の戸倉ダムは、利根川の治水及び首都圏の水資源開発を目的として昭和６２年度に建設に着手し、平成７年度には地元関係者と損失補償基準が調印され鋭意事業が実施されてきたところです。

今回、各利水者が長期的な水需給計画を検討する過程において、戸倉ダムに係る利水者の事業参画の意向がないことが示されました。

これを受け、国土交通省は、平成１５年１２月２５日に水資源機構が実施してきた戸倉ダム建設について中止することを正式に決定したところです。

今後は、現在まで実施してきたダム建設に関わる工事の整理を行うとともに、戸倉ダム建設事業と一体となって実施してきた基金事業の対応について検討を行うことが必要となっています。

戸倉ダム基金事業は、ダム建設に伴い水没関係地域の発展に資するための資金の増助等を関係地方公共団体等が講ずるものでありますが、戸倉ダムの建設を前提としていた基金事業の今後のあり方について第三者により審議していただく「戸倉ダム中止に係る基金事業の今後のあり方委員会」を設置するものです。

別　紙

戸倉ダム中止に係る基金事業の今後のあり方委員会

委　員　名　簿

委員長	津　田　和　明	日本芸術文化振興会 理事長
委　員	岡　本　伸　之	立教大学観光学部大学院観光学研究科教授
	小　幡　純　子	上智大学大学院法学研究科 教授
	見　城　美　枝　子	青森大学社会学部 教授
	宮　村　　忠	関東学院大学工学部土木工学科 教授
	横　島　庄　治	高崎経済大学 特任教授

（敬称略　委員長を除く五十音順）

（具体的事業の主な理由）

○下水道事業

管渠を一部つなぐことにより戸倉地区と下流の処理場が接続されるため、必要最小限の生活基盤整備として、下水道管渠については継続することがこれまでの投資を無駄にすることがなく合理的。

○基金事業の中で尾瀬観光支援につながる事業

戸倉地区が尾瀬への主要な玄関口であり観光拠点として高いポテンシャルを有していること、戸倉ダム建設のため、尾瀬への入山客分散等の拠点づくりが凍結を余儀なくされてきたことなどを鑑みれば、従来の基金事業の目的の範囲内で、尾瀬観光支援に資する別紙のメニューは、補償措置として実施すべき。

○基金事業の中で戸倉地区振興につながる事業

戸倉地区では冬のスキー、夏のスポーツ合宿とあわせて通年観光づくりを進めることとしていること、戸倉ダム建設のため、スキー場が休業を余儀なくされてきたことなどを鑑みれば、従来の基金事業の目的の範囲内で、戸倉地区のスポーツ・レクリエーション振興に資する別紙のメニューは、補償措置として実施すべき。

なお、これらのメニューの多くは、尾瀬への理解、水源地保全意識の啓発、利根川の水質保全等、下流域にとっても便益の効果が見込まれる。

（別紙）

ダム建設の中止を踏まえた基金事業の方向性

要望事項		項目	審議結果
1．基盤整備			
	簡易水道	簡易水道整備	
	下水道整備	下水処理場	
		下水管渠	実施
2．地域振興			
現基金事業の中で、尾瀬観光支援につながる事業			
	①尾瀬博遊館・関所	尾瀬自然文化博遊館（戸倉関所）	実施
		駐車施設	実施
	②駐車場整備	駐車施設	実施
	③尾瀬博遊館周辺整備	親水公園	実施
		人道橋	実施
	④大清水口拠点整備	大清水拠点整備	実施
		舗装修繕	
現基金事業の中で、戸倉地区振興につながる事業			
	①誘客施設		
	②施設連絡散策道	おもいで橋～親水公園	実施
		県道～十二ノ森～並木	実施
		並木運動公園～コマクサ	実施
	③まちなみ内散策道	法定外公共物の舗装	
		寄付村道の舗装	
		神社	
	④並木グランド	管理事務所	実施
		運動施設	実施
		周辺整備	実施
	⑤総合グランド		
	⑥十二ノ森公園整備		実施
	⑦通信回線の整備	通信速度の高速化	
		携帯電話基地	
	⑧地区内イベント助成	屋台式山車	
		かまくら	

八ッ場ダムの水没予定地

2005.7.31

～ 夏草や　兵どもが　夢の跡 ～

八ッ場ダムの水没予定地では、更地の草が生い茂る季節になった。

ダムの予定地、吾妻郡長野原町は、福田、中曽根、小渕が争った旧群馬三区にある。「八ッ場にダムができるのは、三人の総理大臣を出すためだった」と地元の老人は言いきる。八ッ場ダムとは、地元・群馬にとって、戦後自民党政治そのものであった。"兵ども"は一人をのぞいて退場したが、時代遅れのダム事業はいまだに止まらない。政治の転換点にあって、前世紀から持ち越された八ッ場ダム計画は、今後どんな役割を果たすのだろう？

～ 代替地交渉 ～

首都圏の一都五県では、ムダな公共事業のシンボルとして八ッ場ダムが槍玉に上がり、昨年末以来、住民訴訟が始まっている。けれども地元では、そんな下流の動きとは無縁であるかのように、代替地交渉が進められてきた。

2003 年末、国交省は八ッ場ダムの増額案を下流都県に提示した直後、地元に代替地分譲基準のプランを発表した。急峻な渓谷中腹に無理をおして造成中の代替地は、造成費用がかさみ、周辺地価に比べてべらぼうに高額なものとなった。なかでも全水没地区、川原湯温泉街の移転地は、同じ代替地でも特に割高だ。

～ 川原湯つぶし ～

もともと川原湯は、地元民によるダム闘争の中核となった土地である。国の圧力に屈してダム計画を受け入れた１９９２年以降も、住民は用地の調査などに協力的ではなかった。手を焼いた旧建設省は、コンサルタント会社を使って、旅館の跡継ぎの若手らの歓心を買う戦術をとったという。若い後継者らは、ダム事業が始まった 40 年前頃に生まれた世代だ。大人たちが狭い温泉街で、ダムをめぐって角突き合せた中で育ち、親の世代が捨て身で国家権力に抵抗し、敗北したさまを目の当たりにしている。

過去の闘争の余韻を引きずる年配世代と、ダム計画の中で将来の生活設計を立てるしかないと割り切っている若い世代の対立は、官僚らの巧妙な戦略どおり、地域の力を弱める働きをした。対立は世代間だけではない。土地をもち、補償金が当てにできる地主と、路頭に迷う不安を抱える借地人では、心配事はちがってくる。立場の違い、性格の違いがことさらクローズアップされ、隣人同士が疑心暗鬼となれば、住民の結束力など期待できようはずもない。代替地交渉は、起業者である国の意のままに進められた。

今年１月、若手旅館主らは、代替地での新川原湯町づくり計画を発表した。しかし国交省は、高額な分譲価格が争点となった代替地交渉の中で、「町づくり」を実現させるために温泉街の地価が高額になったと説明した。「梯子はずし」と感じた若手らは反発をあらわにしたが、後の祭りだった。

さる７月 25 日、住民代表からなる水没五地区連合交渉委員会は、国の代替地計画を受け入れると発表した。翌日の上毛新聞（記事参照）が、その模様を伝えている。

―　会合後、萩原委員長は「一年八カ月にわたり慎重に協議した結果、合意できて良かった。代替地でのまちづくりに向けまた一歩前進できた」、（国交省現地事務所の）安田所長は「合意は本当にありがたい。地元と力を合わせ、まちづくりに取り組みたい」とそれぞれ述べた。

委員会は住民代表という体裁をとっているが、「住民の合意」という言質をとるために、国交省の下請けの役を果たしているにすぎない。代替地交渉も終わり、国との一切の交渉カードを失った地元は、今、なすすべもなくダムによって押しつぶされようとしている。

～ ダムのない地域づくりに向けて ～

水源連の共同代表、嶋津暉之さんがダム問題に関わったのは、1960 年代後半、この川原湯温泉の人々の苦悩を目の当たりにしたことがきっかけだという。科学的手法によってダムの非合理性を解き明かす嶋津さんの研究の原動力が、川原湯の人々への思いであったことは、現在の脱ダム運動にとっても大きな意味がある。

川辺川に象徴される脱ダム運動は、主に下流の市民団体が主体となり、環境破壊に心を痛める全国の多くの人々の共感を得て、大きなうねりを起こしてきた。しかし皮肉なことに、水没予定地の住民らが悲願としたダム中止の可能性が出てきた頃には、地元には人も活力も殆ど残っていないという現実がある。

川辺川ダムの運動では、「緑のダム」の検証作業がすでに始まっているという。いまだに不必要なダムを中止する決定を下せない行政をよそに、市民たちはダム中止後の社会のあり方、自然と人との関わり方にまで思索を進めている。自然破壊に危機感を募らせた市民達が行政にノーを突きつけるところから始まった運動が、未来を切り開くイエスの提言を発信できるところまで成熟してきているのだ。

八ッ場の場合、いまだに水没予定地に 100 世帯以上の住民が生活を営んでいる。前後を防災ダムで固め、風雪ともに多い代替地は、さながら姥捨て山のような場所だ。心の底から移転を望んでいる人はいない。今の土地から引き離されることは死ぬことと同じ、という古老さえいる。

八ッ場は最後の水没予定地といわれる。国交省の現地再建計画が破綻した今、ダム中止の運動と同時に、市民の側が地域再生のプログラムを提示することが必要な時期にきている。八ッ場ダムが中止され、水源連が提案している生活再建支援法案が八ッ場地区に活かされる日が一日もはやく来ることをめざして、今後も活動を進めてゆきたい。

清沢洋子
八ッ場ダムを考える会
http://www.yamba-net.org/
〒371－0837　群馬県前橋市箱田町 282－24

（1）　明治20年創刊　第39595号　（第3種郵便物認可）

3/21　上毛新聞

基準案受け入れへ

八ツ場代替地で水没5地区方針　今月中に正式回答

長野原町での八ツ場ダム建設に伴う代替地交渉で、国土交通省提示の分譲基準案に対して難色を示していた川原湯、川原畑、林の三地区が二十日までに、同案を了承する方針を固めた。移転する墓地の通路の扱いをめぐり、国交省が今月、墓地通路の町有地化の意思を示し、交渉中断の事態が動き出した。

横壁、長野原を加えた水没五地区の代替地分譲基準連合交渉委員会（萩原昭朗委員長）は今月中に委員会を開催。五地区それぞれの意思を改めて確認した上で、分譲基準案を受け入れる意向を国交省に伝える見通し。

分譲基準案の交渉は六月中旬の前回会合で、国交省が「墓地の通路部分まで地元所有者に購入してほしい」と提案したのに対して、川原湯、川原畑、林の三地区が「通路は町か国の所有地にするべき」として難色を示し協議が中断した。

国交省は今月上旬に「墓地の通路部分は町の所有地とする」と改めて回答。合意に難色を示していた三地区は説明会を開き、この回答を検討した結果、「了承はやむなし」との判断に傾いたもようだ。

二十日夜、会合を開いた川原畑地区の野口貞夫ダム対策委員長は「国交省の回答を受け、今後の作業を踏まえて住民から早くまとめてほしいという声が多かったので、了承することにした」と語った。

今後、各地区は代替地移転後のまちづくりの協議を具体化させるが、要望と開きがあるまま了承して従来方針の分譲価格に対する住民側の根強い反発に加えて、思い描いた計画を実現できるか不安視する声もある。

国交省は近く、本年度中に予定される代替地への移転開始のため移転希望者を対象に意向調査を実施する予定。

市など周辺五市町村と合併して新・渋川市となる。新市では合併特例法による在任特例が一年間

上毛新聞　3/26

副知事2人制実現すれば…

小寺弘之知事は二十五日の定例会見で、県議会の自民、フォーラム公明両会派の与党会派に打診した「副知事二人制」について、「制度の理念と県民局設置に関する考え方を強調した。

知事は副知事二人分かれることはないとしたうえで、「内部を管理する人と外に出て分担する業務をそれぞれ決めて、二人の役割を示す」と述べた。

知事「行革の一環」

県庁内部を管理する副知事と、地方振興を担う副知事に役割分担をすることで、行政改革の一環と位置付けた。

県庁内部の管理業務を担う副知事については、出納長や会計管理者、教育長などの特別職ポストを廃止して一般職に副知事一人制を導入する方針。

川勝氏に聞いてみました

検討

八ツ場ダム代替地交渉

国交省に水没5地区

基準案了承を回答

分譲価格については、移転希望者の意向調査後、月上旬に説明会を開き、八月上旬から月中旬にかけて、各地区で説明会を開く。

用地取得は一年八月ごろまでに完了させたい」としている。

国交省は本年度中に予定される代替地への移転開始のため移転希望者を対象に意向調査を実施する予定。

川辺川ダム計画をめぐるこれまでの動き

２００５年７月　清流球磨川・川辺川を未来に下渡す流域都市民の会

■利水計画をめぐる動き
（川辺川利水訴訟・新利水計画策定など）

農民が「ダムからの水はいらん!!」と主張した川辺川利水訴訟に勝訴。新利水計画を国・県・市町村・農民らが一体となり策定中。

2000年９月
川辺川利水訴訟の一審で、熊本地裁は原告農民の訴えを却下。原告農民は、福岡高裁へ控訴。

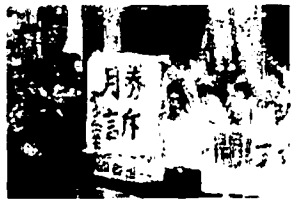

川辺川利水訴訟
控訴審
（福岡高裁）

2003年５月
川辺川利水訴訟の控訴審（福岡高裁）で、原告農民が逆転勝訴。判決確定。利水計画は白紙に。

2003年６月
新利水計画を、国・県・市町村・農民らが一体となり策定開始。事前協議や対象農民との意見交換会（集落座談会）などが始まる。

新利水計画の策定
（５６回の事前協議、
４巡の集落座談会、
対象農家へのアンケート調査など）

2005年６月
５巡目の集落座談会で、新利水計画の「ダム案」と「非ダム案」を提示。

■球磨川流域の漁業権に関する動き
（球磨川漁協・熊本県収用委員会など）

球磨川流域の漁業権を取得しなければ、国交省はダム本体工事に着手できない。

2000年12月
建設省（当時）が土地収用法に基づき、球磨川流域の漁業権等を強制収用するための事業認定。

国交省と球磨川漁協執行部の「１回の合意」

2001年２月、11月
球磨川漁協が、国交省の川辺川ダム補償案を総代会、総会で否決。

2001年３月
流域の漁民らによる、事業認定取り消し訴訟【尺アユ裁判】

2001年12月
国交省が、県収用委員会に漁業権等を強制収用するための裁決申請。

2002年２月～
熊本県収用委員会、球磨川の漁業権などの裁決申請について審理。

2004年９月
熊本県収用委員会、裁決申請の「却下」を示唆。

2005年５月
流域の漁民らによる、事業認定取り消し訴訟、実質審議入り。

2005年５月
熊本県収用委員会、「裁決会議」に入る

■治水をめぐる動き
（住民討論集会など）

過去最大の洪水が来ても、一部の未改修の地区を除き、球磨川からあふれない。川辺川ダムに頼らない治水が可能。

2001年11月
住民側研究グループ「川辺川研究会」が、ダムに頼らない具体的な治水代替案を発表。

2001年12月
熊本県が「川辺川ダムを考える住民大集会」を開催。国交省と住民が治水問題について議論。

２回目以降は「川辺川ダムを考える住民討論集会」と名称を変え、９回開催。

2003年12月
第９回川辺川ダムを考える住民討論集会で、森林の保水力の共同検証を実施することで合意。

事前協議、専門家会議、現地踏査など

2004年９月、2005年７月
五木村端海野などで、森林の保水力の共同検証（地表流観察試験）を実施。

川辺川ダム計画をめぐる、今後想定される動き

２００５年７月　清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域都市民の会

■利水計画をめぐる動き
（新利水計画策定など）

新利水計画が、「ダム案」もしくは「非ダム案」いずれの場合でも、川辺川ダム基本計画は大幅な変更を余儀なくされる。

新利水計画、「ダム案」もしくは「非ダム案」のいずれかが確定。対象農民への同意取得。

↓

「ダム案」もしくは「非ダム案」のいずれの場合でも、「川辺川ダム基本計画」は大幅な変更を余儀なくされる。

→

■球磨川流域の漁業権に関する動き
（球磨川漁協・熊本県収用委員会など）

漁業権などを強制収用するための「裁決申請」が却下されたなら、川辺川ダム事業計画は白紙状態となる。

2005年5月の球磨川漁協総代選挙で、ダム反対派が全総代（100名）の3分の1以上を確保。

↓

球磨川漁協と国土交通省の任意交渉は非常に困難。

熊本県収用委員会、裁決申請を「却下」

→

↓

2000年12月の「川辺川ダム事業認定」も消滅。川辺川ダム事業計画の「公益性」も消滅。

↓

川辺川ダム事業計画は白紙状態に。

■治水をめぐる動き
（住民討論集会など）

過去最大の洪水が来ても、一部の未改修の地区を除き、球磨川からあふれない。川辺川ダムに頼らない治水が可能。

森林の保水力の共同検証の結果に基づく住民討論集会の開催。（森林の保水力が、基本高水流量にどう影響を与えるか）

↓

ダムに頼らない「新治水計画」の策定。

→

将来、国土交通省が「治水目的」にしぼった、新たなダム計画を策定する場合、超えなければならないハードル

（１）新河川法により、起業者は住民の声を聞かなければならない。
（２）「非ダム」による治水が可能。今以上の説明責任が必要となる。
（３）流域の漁民との補償交渉。
（４）ダム建設予定地周辺の未取得地の問題。
（５）地質がもろく、ダム建設には不適切。
（６）川辺川ダム事業費の増額に伴い、熊本県の負担は１４５億円も増加。破綻寸前の県財政が、その負担に耐えうるわけがない。
（７）県知事の意見を聞き、県議会の同意も必要。

水質日本一の川辺川を未来へ!

2005年　今年の連携排砂について

黒部川ダム排砂支援ネットワーク事務局長　金谷

■今年の調査活動の報告

黒部川の排砂問題に関って以来毎年のように排砂の現場を訪れていますが、今年の出し平・宇奈月ダムの連携排砂は空梅雨気味の天候が一転して豪雨と変わった 6 月末に行われました。排砂が始まったのは 6 月 27 日 16 時前。私は 28 日夕方から現地に向かいましたが、前日は宇奈月ダムができてから最大の流量があり洪水対策とかでいったん開けられた排砂ゲートが閉じられていました。そのため、27 日から駆けつけた金沢大学田崎研究室・福井県立大学の皆さんも、ダム湖の水位が低下する自然流下を待って 28 日の夕方から調査を始めることになりました。

調査地点は宇奈月ダム下の山彦橋と河口付近の新黒部橋、そして黒部川と比較するため隣の片貝川の 3 箇所。27 日の夕方、下黒部橋では川面を見ると濁流の中でアユが苦しそうにはねていました。前日にはいつもは車が通れる河川敷も冠水し、水が引いた翌朝にはたくさんの稚アユが水溜りに取り残されていたそうです。

両研究室の調査は排砂による自然流下状態から、通砂(洪水時に新たに流入した土砂を流す 2 回目以降の排砂)に変わった 29 日の朝まで続けられました。今年は田崎・青海先生のお二人とも現場にいけなかったにもかかわらず 10 名を越える皆さんが調査活動を実施し自分達で調査内容を決め、水質などのサンプリング調査を行いました。毎年のことですが天候が荒れている時に排砂するため横殴りの雨や風の中、徹夜で調査する研究生の皆さんの熱意には頭が下がります。宇奈月ダム直下の山彦橋下ではダムによる低水温の放流が行われるため夏でも夜になると寒いくらいの気温になります。私達は平日の日中となるとなかなか動けませんが、今回も原告の漁業者・弁護士の方と共に差し入れや食事の手配、テントなど休憩施設の設営などを一定のサポート体制を組むことはできました。

今年の排砂は 6 月 27 日から 7 月 5 日の長期間に渡って実施され合計 54 万トンのもの排砂が行われました。また、そのすぐ後 7 月 12 日～14 日に 3 度目の排砂＝通砂が行われました。今年の排砂情報の経過は以下参照してください。

◎黒部河川事務所ホームページ…http://www.kurobe.go.jp/i/kinkyu.html

■今年の連携排砂で明らかになったこと

昨年の排砂でも感じましたが、今年の排砂は通砂を含めて 8 日間行われ、その間洪水吐きゲートや排砂ゲートの開閉を繰り返していました。流入量が多い場合はダム湖にどんどん水が溜まっていましたが、こうしたゲートの操作はいったん間違えれば下流域への想定値を越える放流やダムのオーバーフローの可能性に繋がってきます。そもそも綱渡り的な操作をする前に、ダム湖に水を溜めていること自体の意味を問う必要があると思います。

今年の連携排砂では排砂による漁業被害がさまざまな形で指摘されました。黒部川内水面漁協では組合員の人たちを集めて排砂中に黒部川の水質調査、排砂前後に投網などでサンプリング調査を行いましたが、排砂後にアユの生息は 9 割減とアユ漁にも壊滅的な打撃を受けたことが明らかとなりました。今年の黒部川は排砂後にアユが激減するために解禁日を県内の他の河川より 2 日早くしたのに、釣りを楽しめたのはわずか数日。内水面の漁業者も強い怒りの声を上げています。また、昨年に続いて入善漁港に多量の流木が流れ込みました。私は 29 日、30 日と入善漁港に立ち寄りました。排砂による異臭は例年どおりですが、入善漁港の湾の色は変色し死んだような重苦しさを感じました。重機で流木を回収した後もテトラポットの間には海面が見えないくらいびっしりと流木で埋められていました。

関電や国交省はダムサイトで定期的に流木を除去しているので、これは洪水時に自然状態で新たに流されたものだと説明しています。しかし、黒部ダムなどダム湖の支流の流れ込みには流木がたくさん浮いており、洪水時に一気に流すため多量の流木が沿岸に流れていきます。ダムがなければ少しずつ下流に流れるわけで、ここまで流木被害は広がらないでしょう。今年は入善沖の定置網に泥を被って引き上げられない被害もありました。こうした被害に対して、今まで「洪水時にも起こるために問題がない」としてきた黒部川排砂評価委員会や国交省・関電がどのような対応をするのか注目されます。

中日

2005年(平成17年)7月7日(木曜日) 総合 ©中日新聞社

黒部川2ダム 連携排砂後 アユ9割減

内水面漁協 捕獲調査 水濁り呼吸困難

富山県東部を流れる黒部川の関西電力・出し平ダムと下流にある国土交通省・宇奈月ダム（ともに宇奈月町）で行われた連携排砂・通砂（六月二十七日夜から七月五日未明まで）が魚類に及ぼす影響を調べようと、黒部川内水面漁業協同組合は六日、同川下流域で投網による捕獲調査を行い、アユが排砂後に激減したことを明らかにした。同組合が排砂前後の捕獲数を示したのは、今年が初めて。（黒部通信局・広中康晴）

「国交省・関電 被害知って」

調査は、河口から四・一キロ上流の黒部大橋まで、左岸（黒部市）と右岸（入善町）の計十二カ所で行った。六月二十七日の連携排砂直前にも十七カ所でしており、一カ所当たり十五回の投網で捕れた魚の数を、排砂前後で比較した。調査地点が二カ所で比べると、アユは三百五十七匹から二十六匹に激減。全調査地点の合計数で比較しても、六百五十七匹から七十五匹となり、ウグイやヤマメ、イワナもそれぞれ減っていた。

柚木亨雄組合長は「アユは、きれいな伏流水がわき出ている場所を除き、ほぼ全滅状態」と総括。同組合の松島唯志参事も「排砂で川が濁ると、魚は呼吸できなくなる。特に、放流された琵琶湖産のアユは、海に流されると生きていけない。今年のアユ釣りはこれで獣目でしょう」と話した。

同組合は今回のデータを国交省と関電に提出する方針。柚木組合長は、川底の石に付着したけい藻類が土砂で流され、餌を失ったアユがやせ細ることを心配しながら「国交省と関電は被害を認識してほしい」と訴えた。

「実態など調べる」

国交省黒部河川事務所

国交省黒部河川事務所は「データを受け取っていないし、コメントする立場にない。私どもも連携排砂実施調査として、アユの生態実態や生息環境調査を実施してゆく」と話している。

黒部川内水面漁協がアユの捕獲調査で、連携排砂の影響を調べた6日午前、富山県黒部市の黒部川左岸で

2005 7/6 朝

過去最高の補償額要求

黒部川内水面漁協 昨夏の排砂で関電に

黒部川内水面漁協（柚木亨雄組合長）は五日までに、同川の出し平、宇奈月両ダムで昨年七月に実施された連携排砂に伴う漁業補償として、一昨年の補償額二千六百万円を上回る過去最高額を関西電力に要求した。

黒部川内水面漁協では「交渉内容については答えるのは控えたい」としている。

関電から黒部川内水面漁協への漁業補償は一九九八年から毎年十二百五十万円が支払われ、一昨年は排砂前に放流した琵琶湖産のアユが大量に死んだことなどから、二千六百万円が支払われた。

黒部川内水面漁協は五日、同川河口から黒部大橋までの区間で投網による漁獲調査を実施した。

今年の連携排砂、通砂の前後における魚類の生息状況を把握する。

連携排砂終了 7日半かかる

過去最長

国土交通省黒部河川事務所と関西電力は五日、追加放流を含めた黒部川での連携排砂、連携通砂を同日午前三時二十三分に終了したと発表した。

追加放流を含めて実施した時間は四回の洪水で中断したこともあり、最長の七日間と十一時間二十三分となった。除去費約五千万円ととみられる流木について、自然洪水で漂流したとの見解を示した。

出し平ダム直下、宇奈月ダム直下、下黒部橋の三カ所で行った環境調査の速報値は、数値が高いほど良い水中の酸素量は昨年より高く、濁度も特異な数値を記録していな

12版▲ 2005年(平成17年)6月18日 土曜日

黒部のアユ 釣果好調

排砂に備え早め解禁

あらゆる意味で不当な試験湛水開始強行を許さない

地権者の財産権侵害／生態系破壊／湛水誘発地震については未解明

徳山ダム建設中止を求める会　事務局　近藤ゆり子

＜村瀬惣一さんご逝去＞

前号に緊急に同封された通り、３月１５日に村瀬惣一さんが亡くなられました。報道関係者にも、親しい運動関係者にも一切ご逝去の報はありませんでした。
それでも、村瀬さんご逝去に関連して多くの新聞報道がありました・・・「長良川河口堰本格運用開始強行１０年」という節目の年です・・・村瀬さんの３０年にわたる長良川河口堰との闘い（終わりの約１０年は並行的に徳山ダムとの闘い）の足跡は大きい。

長良川河口堰訴訟の原告

村瀬　惣一さん

ダム反対に執念かける

05 09 25 朝日

がん闘病中も大型公共事業批判は衰えなかった＝昨年12月、岐阜市の自宅で

3月15日死去 村瀬さん 82歳
3月17日葬儀

＜６月２０日、岐阜県交渉＞

岐阜県知事　古田　肇　様　　２００５年6月２０日

質問並びに要請書（抄）

そもそも「湛水」は法的・道義的に「可能」なのでしょうか？

湛水開始前に、「やるべきこと」「説明すべきこと」「解決すべきこと」が山積みされているこ
とは明かです。その一切に頬被りしたまま、問題全てをダム湖底に沈めてしまう、ということでしょうか？

岐阜県として「湛水強行はしない、徳山の自然をこれ以上壊しないで 守る」という姿勢の表明を要請いたします。

なお、度重なる水害に遭っている荒崎地区－大谷川右岸「洗堰」問題－については、当該 地域の河川管理者たる岐阜県知事において、早急に有効な施策を講じることを要請します。

岐阜県側＝８名（水資源課、河川課、砂防課、上下水道課、自然環境森林室、廃棄物対策室）
当会側＝５名 【ア～スは事前質問 ＜ ＞はその場での質問 →の先が岐阜県の回答】

１．使うあての無い水／利水負担金はどうするか

ア．水道水分の償還 イ．工業用水道事業設置の目途はない ウ．専用施設計画は? → 水道水：岐阜県が一般会計で立て替え、需要が発生した後、１４市町が負担する。渇水対策と安全な水の確保。①地盤沈下、②地下水汚染、③水源の多元化。工業用水：徳山ダム完成により治水安全度が向上し、企業誘致が進む。専用施設は検討して参りたい。

２．治水ダム？ 流域住民の安全確保の方策について

エ．より危ない治水計画／河川法１６条の２の僭脱 オ．岐阜県の治水予算の中で、徳山ダム治水負担分が突出している。他のことが「わり」を喰っていないか？ 荒崎地区の水害対策は？ → 徳山ダム＋杭瀬川・牧田川改修で３５cm の水位低下効果が得られる。２００７年度に洗堰の１．０５cm 嵩上げを行う。 カ．徳山ダムの有無と荒崎地区の安全度は連動しない。「住宅地に浸水させない措置」を優先すべきでは？ キ．牧田川圏域河川整備計画の見直しは？ 計画策定時に住民意見の反映が不十分（河川法１６条の２の趣旨の軽視・無視） → ①２００２年１１月～１２月にかけて地元説明会６回行った。＜水害被害地区住民への地元説明会は、河川法第１６条の２第４項の趣旨とは異なる＞ ②７万３０００世帯にアンケートを配った。＜配布範囲は？配布方法は？回収方法は？回収率は？＞ ③参加者は公募でブロック会議を４回行った。＜公募の方法は？範囲は？＞ ＜昭和３０年代からずっと問題になっていた。輪中地帯の「地元」同士の話し合いの難しさを「徳山ダムさえ出来れば」とすり替えてしまったツケが、今出ているのは？ 本質的な話し合いの場を＞

３．湛水開始前に山積している問題

ク．水機構の不祥事問題については？ ケ．公有地化事業は進んでいない。公有地化できないまま湛水するのか？ → ダム周辺の崩壊防止と豊かな水源地確保のために、水機構と協力して行う。地権者の皆様のご理解を頂きたい。＜岐阜県は地権者との交渉もしていない。公有地化未了なら湛水出来ないのでは？門入地区から正式な拒否通告があったが？＞ → 確かに公有地化事業の主体は岐阜県だが、湛水については水機構の問題で岐阜県は知らない。

コ．大型猛禽類（特にイヌワシ・クマタカ）の保全策は？ → 専門家の助言を得て、繁殖期には騒音を出さない、など。＜今問題にしているのは、工事中の保護策のことではなく、湛水という自然大改変に対しての保全施策。岐阜県としての責任は？＞ → 権限がないから責任もない。岐阜県が担当するのは鳥獣保護法の範囲のみ。＜５月末～のクマタカ育雛失敗について＞ → 巣に戻すのが原則。＜巣から落ちた後の対応の問題ではなく、育雛失敗例の把握・分析を問題にしている。クマタカは、絶滅危惧種なのである＞ → 自分は初めて知ったが、雛がトビに襲われることも自然現象の一つ。仕方がない。＜雛がトビやカラスに襲われることがあることは常識。具体例の分析から、保護策を導き出すべき。年間数千万円をかけて、当該ペアも観察し続けているはずなのだから、分析する資料はあるのでは？＞

サ．水没地に埋め捨てられた廃棄物 → 水機構が旧徳山村住民から聴き取りをする

シ．保安林の無断伐採について ス．徳山ダム工事関連する死傷事故が多発している。

追加質問①「知事が変わったが、徳山ダムについて姿勢は変わったか？」→現段階で特に変わっていない。②「" 総点検 " の対象に徳山ダム事業も入っているか？」→ 一般的に全部の事業が対象となっている (05.06.22 中日新聞記事参照)

＜６月２４日、国交省中部地整交渉＞

中部地整側：流域調整官、河川環境課（調整係長）、河川環境課（技官） 当会側：８名

国土交通省中部地方整備局長　大村　哲夫様　　２００５年6月２４日

要　望　書（抄）

今や、利水や発電という「目的」には完成を急ぐ理由は皆無、ただただ「揖斐川の洪水時に本川の水位を下げる－防災」のみが強調されています。しかし、防災という１点からも、「徳山ダム完成を急ぐ余り、却って危ない」という思いを禁じ得ません。

公有地化事業は進んでいません。ダム湖の奥に権利を有する地権者の意向を無視して湛水は出来ないはずです。

大型猛禽類保護策（湛水開始という不可逆的な自然大改変時以降の）は、未だに「検討中」で具体的な目処も立っていません。

貴職に対し、以下のことを要望します。

（１）湛水を強行しないこと

（２）生物多様性国家戦略等の国際的責任に合致するよう、徳山の自然をこれ以上破壊しないで守るという責任を果たすこと

（３）ダムという「お金がかかるわりには効果の少ない」「自然大破壊」である治水政策からの転換を、もっと早く進めること

（４）河川法第１６条の２の趣旨を活かした手続きで揖斐川水系の河川整備を行うこと。

☆ 治水ダム？　流域住民の安全確保の方策について

「横山ダムと連携して運用することにより、基準地点万石流域面積の約４割の面積の洪水調節ができる。大変効果的な洪水調節計画である」「工事実施基本計画を変えるものではないから、河川法の僭脱にはあたらない」「（治水特会の項の間の移用について住民に説明したか？）全体として工期が遅れるものではないから、特に説明する必要はない」

☆ 湛水開始前に山積している問題

＜水機構不祥事の問題＞「タテマエですが、独立行政法人は独立した責任において事業を執行するものです」「肩代わりは遺憾」「（保安林無断伐採）森林保全は重要」

＜公有地化事業＞「公有地化事業が完了していなくても、湛水する、しないにつき直接的な制約となるものではない。間接的制約にはなりうるが」「水資源機構・岐阜県が、湛水開始までに事業を完了するものと認識している」

＜大型猛禽類の保全策－生態系保全＞

（生物多様性条約等の国際的な責任が「国」にある、ということは否定できず、「宿題」）

＜湛水による誘発地震＞

「ダム湛水で大規模な地震が誘発されるとは考えていないから、調査・研究もしていないし、答えることがあるとも考えていない」

☆ その他

Ｔさん「導水路検討会の資料は？この検討会の意味は？」→「資料はＨＰに載っている。検討会は国交省が主宰している。情報交換を目的とするもので、結論を出す、出さない、というものでもない」「愛知県などに導水路計画を早く作れと言われている」

Ｕさん、Ｍさん「地下水ビジネスについて。水は公のもののはず。一部の人がトクをし、売れない水の開発費用が住民につけ回されている。これは国交省の責任ではないか？」

→「地下水の規制の範囲内でやっていること。問題になるほどの量ではない」（「名古屋市水道局が頭を抱えるほどの量、大変な問題」という認識が全くないようで噛み合わない。）

＜クマタカ雛の死亡・水機構の保安林無断伐採＞

５月末に、クマタカの雛が道ばたで衰弱しているのを徳山ダム建設所が保護し、巣に戻したが、数日後にその雛は巣の外で死んでいた。「雛を巣に戻せ」は環境省野生生物課の指導。これに対し、徳山ダム集水域の大型猛禽類の「助言」を続けてきた阿部学氏が猛反発。
一方、徳山ダム建設所は、春から保安林無断伐採が指摘され続け、岐阜県が１２箇所の無許可伐採を確認。復旧命令を出した（一抱え以上ある広葉樹を伐った後に苗木を植栽するは「復旧」であろうか？）水機構は徳山ダム建設所長・副所長を訓告処分にした。

＜古田肇岐阜県知事発言／八地区会長会の申し入れ＞

６月２８日、岐阜県の古田肇知事は、記者会見で「公有地化未了でも湛水は可能」と言明。（国交省中部地整は、不可能とは言っていないが、「可能であると言明」していない）
６月２９日、旧徳山村内八地区の地権者団体代位表が、水機構に「現段階で公有地化は認められない」「試験湛水には会長会の了承を条件とすること」を文書通告。「強行する場合は『実力阻止』する決意がある」とほのめかした。

６月８日、水機構徳山ダム建設所からのたっての招きで、工事現場見学を行った。９０トンダンプがすぐ傍を走り、コア材を突き固める機械の振動が直接伝わる現場、である。　確かに９割方出来上がった堤体は「山」そのものとして存在しているといえる。
しかし、法的・道義的に、試験湛水を強行することは許されない（試験湛水が終わらないと「ダム完成－運用」は出来ない）。
徳山ダムを「永遠に完成しない日本一の巨大『愚』ダム」としていく決意である。

～「徳山ダムをやめさせる会」(共同代表：伊藤達也・在間正史)としての活動～

＜７月６日　記者レク＞

堰ゲート開放が長良川河口堰問題の全てを解決する

～長良川河口堰本格運用開始強行１０年～

６月の「渇水騒ぎ」で「やっぱり長良川河口堰があると安心」という行政による世論誘導がありました。１９９４年「渇水」のときは長良川河口堰を巡る論争の最中だったので木曽川の取水の在り方の問題について、いくつか大きな記事になりました。それをも資料に使いました。７月はじめに雨が降って、ちょうど６日に「節水解除決定」。取材を受けるタイミングとしては「ぎりぎりのセーフ」（ＴＶカメラも入って）でした。

＜４月２９日　導水路問題現地見学会＞

木曽川水系の水問題の解決を誤らせる導水路事業について学ぶため、既に運用されている愛知用水と名古屋市上水道の導水路施設を上流から順に見学しました。２０名以上の参加者を得て、充実した一日を過ごしました。バスの運転手さんから「勉強になって面白かった。またご一緒したい」と喜ばれました。

朝日 3/31
朝刊 夕刊 新聞定価 月ぎめ 3,925円(本体価格 3,738円、消費税 187円)、1部売り(税込み)朝刊 130円、夕刊 50円 第3種郵便物認可

徳山ダム不明朗金

700万円JVに協力要請

水資源機構「二重払い回避」

徳山ダムの用地取得に絡む不明朗金問題で、記者の質問に答える青山俊樹・水資源機構理事長（左）＝30日午後、名古屋市中区のホテルで

岐阜県揖斐川町（旧徳山村）に建設中の徳山ダムの用地取得に絡み、事業主体の水資源機構（さいたま市）は30日、「立ち木補償費」1150万円のうち約700万円について、関連工事の共同企業体（JV）に支払いの協力を求めたことを明らかにした。補償費の「二重払い」になる恐れがあったためで、JVの下請けをした地元業者が支払ったという。同機構は「不適切な行為」として現地事務所幹部3人を処分した。（的場次伸、天野彰人）

幹部3人処分

内部資料によると、1150万円は、ダム建設で沈む旧徳山村徳山地区の通称「クツ尾」の杉の木代として業者が買い取り、持ち主の区民でつくる「徳山区」に支払われている。

しかし、同機構はこのうちの約700万円は「立ち木代ではなく、学校敷地の補償費」としたうえで、「（01年6月に）立ち木代の中に含め、支払われた」としている。

ところが、同機構は学校敷地の補償費を98年と97年に登記上の「地主」に支払っていた。

これに対して区は、「地主は戦前、この敷地を村に寄付したが、不要になれば区に戻す」という村の公文書を根拠に、「所有者の区に補償費を支払うべきだ」と要求。同機構は「学校敷地の補償費を区に払えば補償費の『二重払い』になる」と考え、ダム建設に伴う橋の工事を受注したJVに区の要求を伝えた。JVは「地元の下請け業者を仲介させ、立ち木代として対応できる」と説明したという。

一連の行為について機構は「区と業者の話に機構がかかわったのは不適切」として、当時の同建設所長と副所長（技術担当）、第一用地課長の3人を訓告処分にした。

また、機構理事長は4月分の給与から30%、副理事長は10%をそれぞれ自主返納する。

青山俊樹理事長は「受け入れられない補償要求に筋を通す説明が必要で、こうした場が欠けていた」としている。

「官業」の癒着まざまざ

徳山ダムの用地取得に絡み、水資源機構が補償費の一部負担を業者に求めていたことは、「官業」のもたれ合いの構図を改めて見せつけた。背景には、複雑な権利関係や、工期内に事業を終えるため、地元とのトラブルを避けたいとする機構側の思惑がある。相次ぐずさんな会計処理に、機構は新年度から外部監査を導入する。

問題の700万円は、学校敷地の補償費にもかかわらず、「立ち木補償費」に紛れ込ませていた。学校敷地は、所有者が村に寄付。「不要になれば徳山区に戻す」との旧徳山村議会の会議録に基づき、事実上の所有者は徳山区になっていた。

しかし、機構は元地主に補償費を支払った。元地主が登記簿上の所有者だったためで、機構は「登記簿に従った適正な支出」を強調。にもかかわらず、地元から補償を求める声が上がると、現地事務所幹部は区が立ち木補償費に学校敷地補償費を加えた額を求めていることを業者側に伝え、業者側はこれに応じた。

同ダムを巡っては、現地事務所幹部がダムの本体工事を受注したJVから調達した1500万円を、補償費の土地代とは別に地主に支払ったとして、更迭されたばかり。

記者会見した青山理事長は背景として、「現場では、完成期限がのしかかっており、（トラブルを）なんとかしようとした結果だった」と苦しい釈明に終始した。

宮本忠・三重大名誉教授（地方行政論）は「官業のなれあいが続いているという印象を受ける。外部監査は、監査人の選定や結果の公表が保証されなければ、根本的解決にならない」と話した。

朝日新聞 中日 05.06.27 (第3種郵便物認可)

故郷再訪 沈む願い

旧徳山村門入地区住民

ダム上流 山林公有地化推進

道路付け替え中止

「説明なかった」土地売却を拒否

岐阜県揖斐川町の徳山ダム建設に伴い、県がダム上流の旧徳山村の山林を買い上げて保全する「山林公有地化」計画が、暗礁に乗り上げる可能性が出てきた。旧村を訪ねるための道路建設が公有地化と引き換えに中止されたことに反発した地権者の一団体が、県などに買収拒否を通告したためだ。公有地化に突き進む行政側と「説明なしに中止した」と主張する旧村民の間には深い「谷」がある。

（岐阜支社報道部・小中寿美）

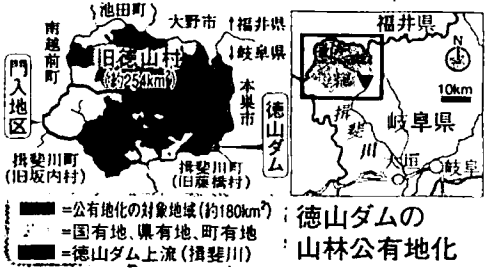

徳山ダムの山林公有地化

旧徳山村を訪れ、思い出を語る旧村民の平方浴介さん＝岐阜県揖斐川町で

旧徳山村の門入（かどにゅう）地区。訪ねる旧村民が寝泊まりする小屋が並んでいる。ダムの完成で、地区に通じる旧道は水没するが、地区自体はほとんど水没しない。

今月中旬、買収に応じないことを通告した同地区の地権者団体会長の泉末広さん（七〇）は「山菜を採ったり、自然を眺めたりしに来たい」と道路付け替えを切望する。役員の平方浴介さん（七〇）も言う。「公有地化の意味は分かるが、みんな、ふるさとへ行きたいんだ…」

■名古屋の半分

公有地化の対象は、名古屋市の半分に相当する約百八十平方キロ。千二百戸級の山々に囲まれる旧徳山村では、中心部が水没しても大部分の広大な山林は残る。民有林を県が買い上げて管理し、水源地を保全するのが公有地化の狙いだ。買収を拒否した地権者は約五十人で、対象地の約五分の一を所有している。

一九八六（昭和六十一）年に、当時の水資源開発公団（現水資源機構）と旧徳山村が結んだ公共補償協定では、水没後も村民が必要で、建設費の大幅な上昇が予想された。

こうした中、当時の藤橋村長や村議団が「道路建設は原則不要。公有地化を図ってほしい」と県などに要望。県や旧建設省の協議で、道路建設をやめてその費用を山林買収に回す構想が浮上した。

構想を実現するため旧建設省が二〇〇〇年に「山林保全措置制度」を創設。この制度により、国と関係自治体のダム事業費から山林買収費約二百四十九億円が支出されることになった。

〇一年三月、藤橋村と旧公団は公共補償協定を一部変更し、道路は建設しないことで合意。村議会も可決承認した。

ところが、旧徳山村民ら地権者に、協定変更の説明があったのは、一年後だった。道路が建設されないことを知った旧村民らは「約束違反」として反発した。かつて公有地化を要望していた道国隆さん（七〇）も「道路と引き換えになるなんて、思いも寄らない。寝耳に水の話だった」と話す。

県は、手続きに問題がなかったことを強調するが、旧村民らは「最初の協定では、案が地区の代表らに示された。変更では、事前の説明もなかった」と憤る。

■始まる水没

機構と県は近く山林買収に着手する考えだ。機構は「（買収に）協力するという旧村民も何割かいる」、県も「公有地化を粘り強く説明すれば（反対）意見はひるがえるのではないか」と強気で〇七年度のダム完成以前の買収完了を目指す。

試験湛水（たんすい）は来年秋に始まる予定。買収が済まないうちに湛水することについて、ダムに反対する市民団体は「（当該地区にとって道路がないのは）財産権侵害なので、法的に認められないはずだ」と主張する。旧村民の中にも、こうした問題が解決していないことを理由に湛水開始を差し止める法的措置を検討する動きもある。

しかし、国土交通省中部地方整備局の担当者は「（買収が完了しなくても）水をためることの直接的な制約にはならない」と、試験湛水を始められるとの見方を示している。

核心

（第3種郵便物認可）　05.06.28　中日新

徳山ダム

湛水後の変化観察

保全対策委計画案了承　環境や繁殖状況など

岐阜県揖斐川町で建設が進む徳山ダムの「環境保全対策委員会」（委員長・佐藤正孝名古屋女子大名誉教授）が二十七日、名古屋市内で開かれ、ダムに水をためる湛水たんすいの前と後の環境の変化などを把握するための新たなモニタリング計画案を了承した。

水資源機構が識者の意見を聞くため、五年前に設置した同委員会は、この日で解散した。

モニタリング計画案は機構が示した。同案についての審議は、国の制度に基づいて八、九月ごろ発足予定の「徳山ダムモニタリング部会」に引き継がれる。

徳山ダムは来年秋から試験湛水が始まり、二〇〇八年春に完成の予定。計画案では、水没地と行動圏が重なる絶滅危ぐ種のクマタカとイヌワシについて、繁殖状況などの調査をダム完成から三年後まで続ける、とした。

水没しない山林にヤマネの巣箱を設置したり、魚のカジカを上流に放流したり、湿地を造るなど、これまで進めてきた対策の効果も観察する。

委員からは「記録するだけでなく、モニタリング結果を保全につなげるようにさせるという視点を忘れないで実行してほしい」との指摘もあった。

徳山ダム周辺

クマタカひな襲われ死ぬ

「保護は必要」「自然の摂理」　環境省見解　委員が批判

トビに攻撃されているクマタカのひなは保護すべきか、否かをめぐり、「自然の摂理」として保護しないよう指導した環境省の方針に、環境保全対策委員の一人がかみついた。

徳山ダム周辺では五月末、監視中のひながトビの攻撃を受け、翌日に死骸（しがい）で見つかった。攻撃に気づいた水資源機構が保護しようとしたが、打診を受けた環境省は巣に残すよう指導、機構はこれに従った。

ひなは状況から、大型の鳥に捕食された可能性が高いといい、これに、阿部学委員＝日本猛禽（もうきん）類研究機構理事長＝が「ひなは見殺しになった」と話し、「保護して飼育することは可能だ。餌をとるトレーニングをしてから自然に戻せばよかった」と環境省の対応を批判した。

これについて環境省野生生物課は本紙の取材に「猛禽類を野生に戻すのは難しく国内では技術が確立されていない」と反論。「自然界では襲われて殺されることは数パーセントの確率で起きる。襲われているから保護することが一般化するのはよくない」と説明した。

ひなは当初、衰弱した状態で地面で見つかり、機構がいったん保護。餌を与えて体力を回復させ、巣に戻した後でトビの攻撃があった。

中日テレホンゲーム　ナンバーガラ・ゲーム　052(453)1111

05.06.28

人為的保護か自然の摂理か

クマタカひな巡り対立　徳山ダム

絶滅の恐れがあるクマタカのひなが、巣でトビに攻撃されているときに保護すべきか、自然の摂理に任せるべきか―。

岐阜県揖斐川町に建設中の徳山ダム近くで見つかったひなを巡り、名古屋市内で27日開かれた水資源機構の「徳山ダム環境保全対策委員会」で、阿部学・日本猛禽類研究機構理事長が、ひなを巣から離して保護することを認めなかった環境省の対応を非難した。同省は「野生動物は野生の中で保護が原則」と人為的な保護に慎重だ。

問題のひなは5月末、路上で衰弱しているのを水資源機構が一時保護。環境省の指示で体力回復後に巣に返した。猛禽は寄りつかず、まもなく内臓をえぐられた死骸が路上で見つかった。

クマタカは「種の保存法」の対象種のため捕獲禁止だが、傷病の場合は、届け出れば国や自治体職員が保護できる。

機構と同省の仲立ちをした阿部氏によると、巣に返した後、「ひなはトビの攻撃を受けている。保護したい」と同省に申し入れた。だが同省は「そのままに」と認めなかった。

同省野生生物課は「巣において元気なひなは、保護の対象にならない。ほかの鳥がひなを襲うことは野生ではよくあること。仮に保護して育てても、野生に戻すのは非常に難しい」と説明している。

湛水対策

長良川河口堰活用へ

国と東海3県　木曽川への導水検討

深刻な渇水に見舞われている木曽川水系の打開策として、関係機関が近く長良川河口堰（ぜき）の水を木曽川へ運ぶ緊急導水の本格的な検討に着手する。緊急導水は一九九六年に導水管が仮設されながら使われなかった経緯があり、残り少ないダムの貯水を延命させる〝切り札〟として約十年ぶりに浮上した。

二十七日現在の貯水率は、牧尾ダム（長野県王滝村）が5・2％、岩屋ダム（岐阜県下呂市）が11・7％。まとまった雨がなければ七月上旬にも枯渇してしまう危機的状況で、国と東海三県は週内にも開く今季二度目の緊急水利調整協議会で対策を話し合う。

緊急導水は冬の渇水に見舞われた九六年一月、取水施設の不足分を補う目的で関係機関が合意。前年運用開始した河口堰により水利権が生まれた長良川の水をポンプ二十二台と導水管（約二㌔）で毎秒二㌧木曽川の取水口へ流し、愛知・三重両県の水道水に使う計画だった。

しかし、八千万円かけて岐阜県羽島市に施設を整えた直後の同年三月から雨が降り、ダムの貯水も回復。施設は仮設のため増水で流される恐れがあり、結局一度も使われないまま撤去された。

施設が無駄になったことに対し、当時は「河口堰活用の実績づくり」との批判も出たが、渇水対策を急ぐ関係者は「国と東海三県が合意できた実績があり、有望な対策」と注目している。

徳山ダム試験湛水 開始前に問題山積

中止求める会指摘

旧柳川町で建設が進む徳山ダムについて、市民団体「徳山ダム建設中止を求める会」（大垣市）は二十日、「試験湛（たん）水開始前に解決すべき問題が山積している」として、県に対して、問題への見解を示すよう求める文書を提出した。

実質的にダムに水が入るのが試験湛水で、事業を進める水資源機構が来年秋に始める予定。同団体の上田武夫代表ら五人は、岐阜市の県シンクタンク庁舎を訪れ、担当職員に質問をぶつけた。

県が主体となってダム上流の山林を買い上げる「山林公有地化」は、旧徳山村の門入地区が買収拒否を通告したばかり。暗礁に乗り上げる可能性も出てきており、見通しについて上田代表らが質問したが、県側は「地権者の理解が得られるよう、同機構とともに取り組んでいく」との答えに終始した。（小中　寿美）

05.06.21 中日

05.06.29 中日
徳山ダム

試験湛水は可能

民有林公有地化 完了前でも 古田知事が言明

岐阜県旧柳川町で建設中の徳山ダム上流で、旧徳山村の大部分を占める民有林をまるごと県が買い上げる山林公有地化事業について、同県の古田肇知事は二十八日の記者会見で、「予定地すべてが公有地化されないと試験湛（たん）水ができないとは考えていない」との認識を明らかにした。

県は、国土交通省と水資源機構も同様の考えだと説明。地権者の一部が山林買収を拒否することを県などに通告したことについて、知事は「理解を得るために全力を挙げる」とした。

旧水資源開発公団（現水資源機構）と旧徳山村が結んだ当初の公共補償協定では、水没後に旧村の山林を再訪できるよう付け替え道路の建設が盛り込まれていた。しかし道路を造る代わりに、その費用で県が民有林を買収し公有地化を進めることになり協定も変更された。地権者らは、自分の山に行けなくなるなどとして反発している。

古田知事は「付け替え道路ではなく、公有地化で行こうと地元（自治体）の意向も得て進めた経緯もある。公有地化を座標軸に進めるのが基本ではないか」とし、ダムに水をためる試験湛水の来年秋開始を目指し、公有地化事業を進める考えに変わりはないとした。

山林の買収費総額などを確定させる水資源機構との基本協定締結を急ぎ、地権者協議に入る意向だ。

県水資源課は「公有地化事業は地権者らの同意があって成り立つ任意事業。地権者の申し出があればいつでも買収できる態勢を整える」という。

ダム重視の姿勢問う

防災安全分科会

同日開かれた政策総点検県民委員会の「防災安全分科会」では、治水対策などを論議した。ダムによる治水について「多額の費用をかけたが災害はたくさんある。これからもダムを造るのか、ただ進めるのか」など県側の姿勢を問う発言が相次いだ。県は「洪水被害や渇水が頻発し、ダムによる治水、利水対策を進めている」、上流からダム湖に土砂がたまる堆砂問題も「砂を取り除くなどすればほぼ永久的に使える」と説明した。

05.6.22 中日

これに対し、委員側は「ダム重視の反省から新河川法ができ、（遊水地などを取り入れた）総合治水の考え方が出てきた」「財政は厳しく、いかに有効に財源を使うかではないか」と指摘。「小さなため池を造るなど、先人の知恵を生かすべきだ」といった発言もあった。

一方、地震対策では「知事公舎は県庁から遠く、洪水に遭う危険性もある」との委員の指摘に対し、県側は「公用車や徒歩で駆けつける。県外出張の場合も初動対応に遺漏がないようにしている」とした。

（石川　浩）

(第3種郵便物認可)　中日　05.07.07

保安林を無許可伐採

徳山ダム建設 機構側が12カ所

県は復旧命令へ

水資源機構が岐阜県揖斐川町で進めている徳山ダム建設に絡み、ダム予定地上流の保安林十二カ所、約一万三千七百二十平方㍍が県の許可を受けずに伐採されていたことが六日、県などの調査で分かった。

県は「公共事業で十カ所を超す無許可伐採はあまり例がない」などとし、既に植栽などが施された一件を除く十一カ所について、近く機構に復旧命令を出す。機構は工事を担当した徳山ダム建設所の前所長と現所長の二人を「訓告処分」にした。

無許可伐採が行われたのは、ダム建設地上流で、国道417号沿いの旧徳山村内。時期は一九八七（昭和六十二）年が最も古く、ほとんどは二〇〇三年以降だった。

機構は、作業道建設などで二十八件の保安林内の作業許可を得ていたが、許可区域を超えて伐採したのが五カ所約一万七百二十平方㍍、保安林と知らずに伐採したのが七カ所三千十平方㍍という。伐採本数は、三カ所の杉やブナなど計二百八十一本が分かっているが、「それ以外は土地を掘削したりしているので分からない」（同建設所）という。

機構は「境界が分からなかったり、保安林の認識がなかったりしたミスで、申し訳ない」とし、今後、復旧命令に従い植栽や原状回復するが、請負業者に全面的に責任がある一カ所を除き、十カ所は同ダム建設事業費から支出することになるという。保安林は落雪や雪崩で、伐採が法に基づき禁止されている。県は「ミスが新たに発覚する恐れがあり、過去の伐採についても調査を進めたい」としている。

木曽川水系の節水一部解除

国と東海三県でつくる木曽川水系の緊急水利調整協議会は六日、今季三度目の幹事会で、まとまった雨でダムの貯水量が回復したため七日から四ダムの節水（取水制限）を解除または緩和することを決めた。四ダムを一つの水がめとして使う総合運用も解除される。

節水が解除されるのは5―50％を制限してきた岩屋、阿木川、味噌川の三ダム。平年並みに回復していない牧尾ダムについては25―50％から5―10％へ緩和される。長良川河口堰（ぜき）は未利用水の有効活用を終了し、木曽川への緊急導水の準備も中止される。

一方、愛知県東三河地域に水を供給している豊川水系の宇連ダムや、三重県の水がめになっている蓮、宮川、君ケ野の三ダムは六日現在の貯水率が30％前後と厳しい状態が続いているため、節水は継続される。

水利権調整すれば 新たなダムは不要

市民団体が主張

市民団体「徳山ダムをやめさせる会」は六日、長良河口堰（ぜき）の運用開始十年の節目に合わせて愛知県庁で記者会見し「木曽川水系は農業用水など既得の水利権などと調整すれば河口堰や新たなダムなしで渇水に対応できる」と主張した。

会の共同代表を務める在間正史弁護士は、川の取水地点に農業用水や電力会社などの既得水利に配慮した規制があることを説明。「川の流量が減るとダムは放水を余儀なくされるので貯水量が急激に減る」とし、取水ルールの改善を求めた。

05.07.16　中日

徳山ダム上流伐採 岐阜県が復旧命令

水資源機構に

岐阜県揖斐川町で建設中の徳山ダム上流で、水資源機構が保安林の一部を無許可伐採した問題で、県は十五日、機構に復旧命令を出した。

機構が森林法の許可を受けずに伐採した保安林は十二カ所、約一万三千七百二十平方㍍。復旧命令の対象は、既に植栽などが行われた一カ所（約三千四百平方㍍）を除く十一カ所。コナラやクリ、ケヤキなどの植栽や種子の吹き付け、土砂の撤去などを求めている。完了期限は最長で今年十二月二十日。

この問題で、機構は、工事を担当した徳山ダム建設所長ら二人を「訓告処分」にしている。

中日スポーツ 100人に1人購読 中日新聞社の月刊 052-659-1111

05.07.22　中日

徳山ダム

町道無断廃止「ノー」

揖斐川町に申し入れ書 地権者「理解求めよ」

岐阜県揖斐川町の徳山ダム建設に関し、旧徳山村全八地区の地権者団体代表でつくる「八地区会長会」は二十一日、町に対し、水没する町道の廃止手続きは、会長会の理解を得てから行うよう求める申し入れ書を提出した。

ダムに水を入れる試験湛水（たんすい）は、事業主体の水資源機構が来年秋に始める予定。水没する町道はそれ以前に廃止しなければならず、町が議会の議決を得て手続きを進めることになっている。

しかし、県がダム上流一帯の民有林を買い上げて保全する「山林公有地化」が決まり、これと引き換えに、水没する町道の付け替え道路建設は取りやめとなった。一部の地権者は自分が所有する山林に行けなくなるため、会長会は公有地化に反対する姿勢を示している。

申し入れ書は「会長会の理解なしに議会に付さないこととしていただきたい」とし、地権者を置き去りにして手続きを進めないよう、くぎを刺している。会長会の井野勝巳会長が宗宮孝生町長に手渡した。

朝日新聞 05.07.19 中日 (第3種郵便物認可)

住民不在「濁った」取引

木曽川の水を「長良川から」

三重県の虚偽報告

三重県が、上水道用に木曽川で取った水を「長良川河口堰（ぜき）での取水実績」として、国土交通省に虚偽報告していたことが今月初旬、明らかになった。県は正しい報告に改めることを決めたが、この結果、河口堰からの取水は「ゼロ」なのに、市町村からは「河口堰の水」の料金を徴収するという奇妙な現象が発生する。どんな理由から、どこの水を飲み水に使うのか、県や市町村は住民に分かりやすく説明する必要がある。

（三重総局・小嶋麻友美）

■無　色

「水には色がついていないから…」。三重県企業庁は、実際の水源がどちらの川であれ、問題はないと強調する。

県は、二〇〇一年度から長良川河口堰を水源とする水道事業を同県北勢地域で開始。河口堰から一日二十五百㌧（計画量は六千四百㌧）の上水道（上水）を、桑名市、四日市市、川越町、朝日町、木曽岬町の北勢地域五市町（当時は五町）に給水していることになっていた。しかし、これは全部、木曽川の水だった。水源のすり替えともいえるからくりを、県は「コスト削減のため」と説明する。

河口堰から新たに水を供給するには、取水口や導水管が必要だが、導水管の敷設には大きな費用がかかる。その負担は受水する市町村にのしかかり、住民の水道料金には一日二千五百㌧（計画量は六千四百㌧）の上水道（上水）を、桑名市、四日市市、川越町、朝日町、木曽岬町の北勢地域五市町（当時は五町）に給水していることになっていた。しかし、これは全部、木曽川の水だった。水源のすり替えともいえるからくりを、県は「コスト削減のため」と説明する。

河口堰から新たに水を供給するには、取水口や導水管が必要だが、導水管の敷設には大きな費用がかかる。その負担は受水する市町村にのしかかり、住民の水道料金にはね返ってしまう。

そこで、県が考えたのは、河口堰の上流にある既設の工業用水（工水）の取水口で、河口堰の分も一緒に取ってしまうことだ。この工水の取水権は一日二十五万㌧だが、半分以下しか使っておらず、余裕があった。

水管と合流し、さらに南へ延びる（地図参照）。だが実際は、ここで取った水を北勢五市町に送ることはできない。取水口から配水しているので、合流点から同浄水場までの揖斐川浄水場から来る導水管は、四日市市内で桑名市水を逆流させないといけないからだ。

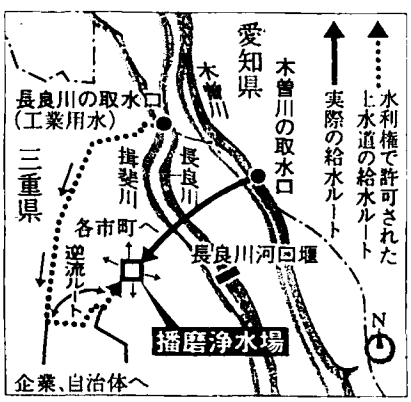

ここで浮上したのが木曽川の水との「交換」。三重県が持つ木曽川の水利権のうち、工水は一日五十三万㌧あるが、実際は約二十万㌧しか使っていない。この工水のうち二千五百㌧を、播磨浄水場経由で長良川の水として五市町へ給水する。足りなくなった木曽川の工水は、長良川の取水口で余分に取った工水を充てる―という仕組みだ。

■形　式

県は、河口堰の水を上水に使っているという形式を整えるため、国交省への水利使用許可申請では架空の「逆流ルート」を提示。毎月の取水実績でも「水源は河口堰」との報告を続けていたが、今回、同省が「実態と反する」と指摘したため、七月分からは、すべて木曽川の水として修正報告することにした。

そもそも、河口堰の上水は必要だったか。ここ数年の実績をみると、木曽川を水源とする五市町への上水は、水利権は一日八万㌧あるのに、同四万㌧も余っている。これに対し、長良川の上水取水量は一日わずか二千五百㌧程度。五市町は、河口堰からわざわざ上水を取らなくても、木曽川だけで十分足りる。

全体では余っている水も、自治体別では、河口堰の水がないと不足するところもある。県営水道に百パーセント依存しているわけで、水利権をやり取りしても構わない」と、安定供給さえできれば、水の「出所」は問わないという立場だ。だが、住民にすれば、どの川の水がどのように供給されているかを知らないと、水道行政の是非を判断することができない。

三重県の市町の権利を借りられれば、無駄がなくなるのに」と話す。

三重県は、河口堰関連の諸費用を市町村から回収するため、受水している各市町に河口堰の「責任水量」を割り当て、優先的に使ってもらって料金を徴収してきた。取水がゼロとなっても「費用負担は発生し続けるのだ」と県企業庁。水利権とその費用負担をめぐり、さまざまな矛盾が渦巻く。

水道行政を管轄する厚生労働省水道課は「水をちゃんと供給できればいい」

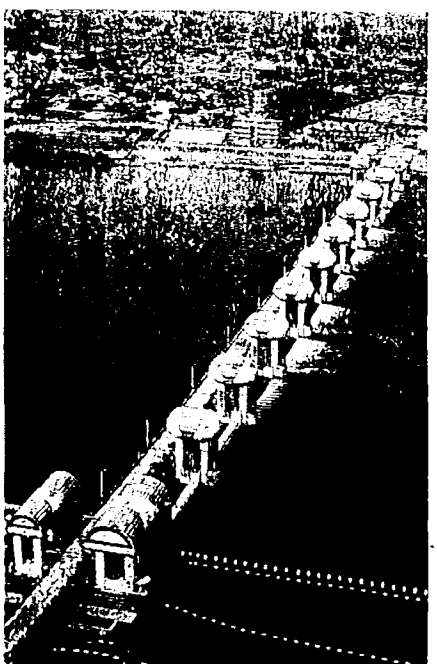

三重県から国への虚偽報告が発覚した長良川河口堰＝同県桑名市で、本社ヘリ「あさづる」から

河口堰 取水ゼロでも費用負担

核心

第3種郵便物認可　05.5.23　朝日新聞

変わるかダムの国

河川行政は、変わったのか――。長良川河口堰（三重県）が23日、運用開始から丸10年を迎える。水の需要予想や住民の声の反映方法を巡って起こった論争は、今も全国のダム計画に舞台を移して続く。大型ダム一辺倒から、森の保水力を高めたり、遊水池を確保したりする総合治水へ。住民の意見を生かす組織がつくられ、変化の芽も出てきた。治水、利水対策は曲がり角に立っている。

（小渋晴子、杉本裕明）

長良川河口堰 運用10年

長良川河口堰　水資源開発公団（現水資源機構）が長良川の河口から5・4キロ上流につくられた一種のダムで、堰により海水がさかのぼるのを止め、川底の浚渫（しゅんせつ）で洪水被害を防ぐ。95年5月に運用を始め、7月に全ゲートを下ろした。総事業費は国直轄分を含め1840億円。水道水、工業用水を愛知、三重両県と名古屋市に供給する計画。「無駄な公共事業」の象徴とされ、激しい反対運動が起きた。国は住民の意見を聴いたり、環境に配慮したりする方向に転換。公共事業見直しのきっかけになった。

無駄か備えか 埋まらない溝

●水余り

「ダムが必要な最大の理由は都市での水需要。だが水不足の時代は終わりました」

今年2月、さいたま地裁。元東京都環境科学研究所研究員の嶋津暉之さん（61）は、需要を示す右肩下がりのグラフを掲げ、水事情を説明した。90年代半ばから需要が減少傾向に転じていた。

首都圏の「水がめ」として利根川上流で計画される八ツ場（やんば）ダム（群馬県）に反対し、6都県の住民が公金支出の差し止めを求めて起こした住民訴訟の原告代表。ダム計画では、利水と治水目的で事業費4600億円、最大毎秒22トンの水を確保する。07年度に本体着工する予定だ。

東京都の水道水の1日最大給水量は、ピークの92年度に比べ、03年度は2割近く減った。今の供給能力でも供給量を23％上回る。ダムができるとその差は34％、地下水を足すと41％に上る。

都は供給力オーバーを認めながら、「渇水で困った時に役に立つ」（都市整備局）と反論。水掛け論が続いている。

嶋津さんは、長良川河口堰問題にも、約20年前からかかわった。水利用の合理化や水質の専門家として、木曽川水系の水は足り、供給先はほとんどないと指摘した。国は否定した。

運用から10年後の今、使われているのは1割強で水道水のみ。水利権の3分の2を占める工業用水は全く使われていない。愛知県と三重県が工業用水分に支払う建設負担金は、利子も含め計1千億円を超える。両県は昨年、需要予測を下方修正した。三重県は、10年後も工業用水の利用のめどは立たなかった。

ダムで万一の水不足に備えたい行政とそのためだけの必要性を感じない住民。伊藤達也金城学院大教授（地理学）は「渇水時でも、比較的余裕のある農業用水を水道水に回せる制度をつくればいい」と提案している。

対話の試み、成果も

●流域委

長良川河口堰での対応を教訓に、国土交通省（当時、建設省）は97年に河川法を改正。ダムや堤防などをつくる前に、識者や住民の声を生かそうとする流域委員会が、設置できるようになった。

「環境への配慮がない」「反対派住民らの声も聴かない」。国の姿勢に、批判が絶えなかったからだ。

「原則ダムなし」と方針を出し、丹生ダム（滋賀県）など5計画の見直しを求めた近畿の淀川水系流域委員会などが注目された。

だがすべてうまくいっているわけではない。改正時、流域委員会の設置は「5年で地方に浸透する」（旧建設省幹部）と期待されたが、8年後の今、1級河川では3分の1の36水系のみ。

愛媛県の山鳥坂ダム建設問題をとりあげた肱川流域委員会（愛媛県）では、住民代表は委員に選ばれなかった。「肱川・水と緑の会」の池田亀弥さん（68）は「どこで公正な議論ができるのか」と不信感を抱く。

市民対案に役所間の壁

●緑のダム

国交省の社会資本整備審議会河川分科会は4月、ダムや堤防だけに頼らない「総合治水」の考え方を打ち出した。川から水があふれる前提で遊水池などを整備▽洪水情報や危険度を住民に周知▽地域の水防活動を支援――などが柱だ。

市民側からも、流域の自然を利用した治水が提言されている。そのひとつが「緑のダム」だ。

吉野川可動堰計画に反対する徳島県の市民グループは、徳島市からの資金も得て、識者の協力で流域にある森林の保水力を試算した。広葉樹も交じり手入れされた森林は、荒れた森林より毎秒5千トンも水を含む力の高い「ダム」になるとはじいた。

試算通りなら、可動堰や四つのダムなどで計約4千トンの洪水を安全に流す計画を、上回る。熊本県で川辺川ダムに反対する住民団体も、同様の案を訴える。しかし、国交省はダムの代替効果を否定。治水策は「たとえ効果があるとしても、森林整備は農水省の権限。手が出せない」と話す。

「緑のダム」構想の原動力となった吉野川シンポジウム実行委員会の代表世話人、姫野雅義さん（58）は言う。「治水対策は多くの省庁、関係者が横断的に取り組まないとできない。縦割りを破るための働きかけこそ市民の役割だ」

時時刻刻

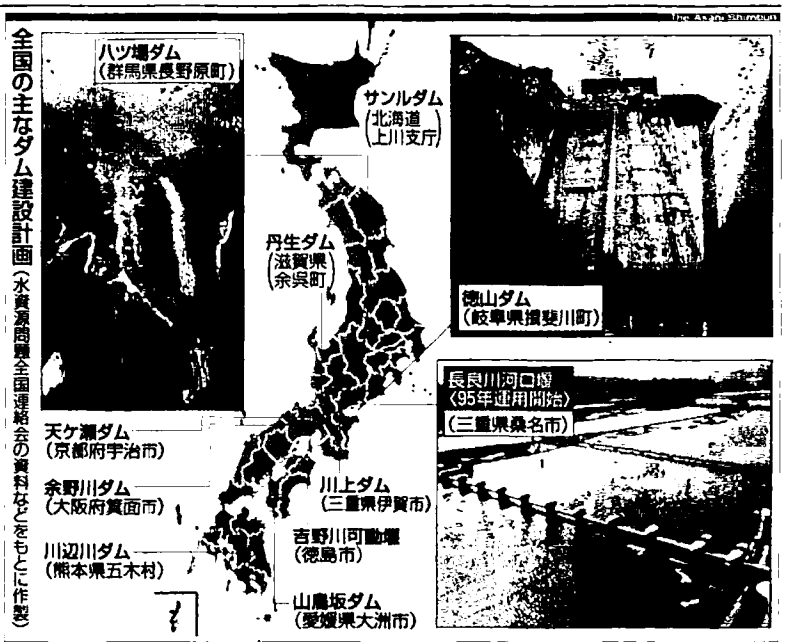

中日新聞 (夕刊) 05.4.6

住民側の控訴退ける

河口堰三重負担金訴訟「需要拡大の可能性」名高裁判決

工業用水の需要がないのに三重県が長良川河口堰（ぜき）の建設負担金を税金で穴埋めするのは違法だとして、同県の住民六人が、野呂昭彦知事らを相手に一般会計からの支出差し止めなどを求めた訴訟の控訴審判決が六日、名古屋高裁であった。青山邦夫裁判長は請求を棄却した津地裁判決を支持し、住民側控訴を退けた。

判決は「河口堰を利用した工業用水の事業化の可能性がないとまでは言えない」と判断し、その根拠として「構造改革特区計画や第二名神高速道路の開通などによる新たな企業誘致に伴い、水需要の拡大の可能性が認められる」と指摘した。

また、県が負担金を工業用水道事業会計から分割払いするにあたり、実際には同会計へ一般会計から出資する形で税金を充てている点について、判決は「工業用水道会計には負担金支払いの余裕がなく、出資は合理的な理由がある」とした。

県は将来の需要を見越し、総建設費千五百億円のうち、工業用水分として約二百七十億円の負担を決定。一九九五年から二十三年計画で利子を含めて分割払いを進めている。しかし、堰の運用から約十年がたつ現在でも工業用水の需要はなく事業化には至っていないため、資金回収のめどは立っていない。

原告側は控訴審で「今後も工業用水道が事業化する可能性はない」とし、負担金の残り分（計約百九十億円）の支払いの差し止めのほか、既に支払った三十二億円について、前知事に損害賠償を求めていた。

提訴は九九年で、津地裁はいったん「支出は県内部の会計のやりとりであり住民訴訟の対象外」と判断して訴えを却下したが、名古屋高裁、最高裁とも適格性を認めて津地裁に差し戻された。

同様の訴訟は愛知県知事を相手にも起こされ、〇三年二月に住民側の敗訴が確定している。

水余り解消 メド立たず

長良川河口堰から取水し、県北部の六十七社・七十八工場に給水している北伊勢工業用水道事業の契約水量を日量六万トン（8%）減らし、六九・九万トンにした。実際の使用水量が四五・四万トン（昨年五月）しかなく、使ってもいない「カラ水」の料金負担を強いられる受水企業の要請を受けた措置。減量は九〇年度以降、六回目になる。

同工水事業の給水能力はもともと日量九十九万トンあり、現水源だけでも三十万トン近い余裕がある計算。さらに、これとは別に、未利用の長良川河口堰の同五一・五万トンが手付かずで残っている。

四日市コンビナートをはじめとする化学産業に支えられ、水需要が多かった三重県北部。だが、最大ユーザーの三菱化学四日市事業所（四日市市）が二〇〇一年に主要事業のエチレン生産から撤退するなど、水を必要とする事業で生産の集約化や国外移転が進んだ。コストダウンの一環で水の再利用（回収）率が上がったことも合わせ、使用量は減少傾向にある。

企業庁は、一審・津地裁判決も認めた第二名神の開通や工場増設が相次ぐ半導体産業の好況などを挙げ「一日十万トンを使う企業が数社立地すれば、需要は一気に埋まる」と強気。一方で「企業の動向が絡む以上、工業用水の需要は予測しにくい」とも漏らす。

現状無視した判決

原告代理人の在間正史弁護士の話　水余りという現状を無視した判決だ。上告については今後話し合って決めたい。

主張認められた

野呂昭彦三重県知事の話　県側の主張が認められ、妥当な判決と思われる。

05.05.23 朝日

この惨状をどうする

長良川堰10年

三重県の長良川河口堰が23日、使い始めて10年になる。塩害の強調で知られる長良川は、大河川では珍しく本流にダムがない。「清流を守れ」と全国から反対の声が上がったが、当時の建設省が建設を強行した。結果はどうだろう。特産のヤマトシジミが取れた堰の周りは流れを塞られ、泥がたまっている。せき止めた水の利用はごく一部だけだ。国土交通省は「渇水の時などに役立つ」というが、1800億円を投じるほどのことだったのか。

この10年を振り返ると、当初の説明とは異なることが次々に起きた。

水質悪化の目安となる植物プランクトンの量は、当初の予想を大きく超える。シジミは放流しても大半が死んだ。漁民がかつて分散して生息していた堰の上流では、ヘドロが堆積し、ごみが漂う。

建設費のうち900億円は愛知、三重両県と名古屋市が23年ローンで支払う。しかし、工業用水が売れないため、一般会計の一部をローンの返済に回した。水道料金も上げざるをえなくなった。

もともと10キロ上流に、土砂が川底にたまった自然の堰があり、海水がさかのぼって田畑にしみこむことを防いでいた。だが、洪水の時には、じゃまになる。自然の堰を壊し、代わりに造ったのが、ゲートを開閉できる河口堰だった。

しかし、洪水と塩害を防ぐのなら、他に方法はあった。自然の堰をいじらずに堤防をかさ上げしてもよかった。自然堰を壊しても、その近くで塩害対策を講じればよかった。

そうしたことは原点の長良川でこそ取り組むべきだ。まずはアユが川を上る春や下る秋にゲートを一部でも開けてみてはどうか。海水が上らない範囲なら、今すぐできる。

上流からの川の水と海水が混じり合う河口は魚や鳥の宝庫だった。

ゲートを開け、堰の上流に海水を入れれば、それを一部でも回復できる。取水口を上流に移せば、利水への影響も少ない。ダムと違い、堰はゲートを機動的に動かせる。その機能を生かすべきだ。

この惨状をできるだけ回復する。それは国交省の責任である。

運用10年 評価二分

長良川河口堰

三重県桑名市にある長良川河口堰（ぜき）が六日、堰を全部閉めて本格運用を始めてから十年になる。塩害や洪水の防止、工業・水道用の取水が目的とされたが、堰の必要性には疑問の声があり、アユ漁獲量の激減など環境への悪影響も指摘されてきた。東海地方ではこの夏、渇水が懸念され、緊急時の水源としての河口堰の役割が注目された。河口堰の十年を検証する。

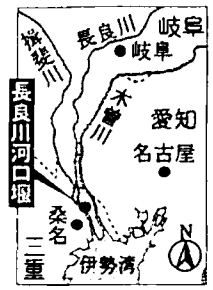

利水

「渇水に威力発揮」

長良川河口堰の完成で堰の上流が淡水化し、水道用水と工業用水を合わせ最大毎秒二二・五立方㍍の水が利用できるようになった。二〇〇〇年夏の渇水では断水を回避させる威力を発揮し、長良川から取水する既存用水の水量を安定させる効果をも生んだとされる。

しかし、水利権が設定されているのは愛知、三重両県分で開発水量の16%に当たる同三・七立方㍍。全体の三分の二を占める工業用水は一滴も使われず「もったいない」状態にある。特に三重県の実際の取水量は、これまで水利権量の半分以下だった。

「使わない水」の開発は、本当に必要だったのか。河口堰をめぐる議論で問われ続けてきた。その背景を考えるには、木曽川水系（長良、揖斐川を含む木曽三川の流域）全体の河川行政を理解する必要がある。

大きなグラフは、ダム開発で使える・こうになった「開発水」の増加を示す。開発の根拠になってきたのが「木曽川水系における水資源開発基本計画（フルプラン）」。流域の水需要の見通しや供給目標達成に必要な施設などを記したものだ。

一九六八年に基本計画（第一次）が決まった後、何度も見直され、最新は第四次。主に工業用水の需要が予想を下回ったため、予想される需要の伸びも鈍化してきた。

この結果生まれた開発水量と需要見通しの差（グラフの①の部分）が「水余り」と批判される。それが長良川の西隣の揖斐川上流で建設が進む徳山ダムへの反対意見にもつながっている。

一方、国土交通省は昨年四月、過去の大渇水の再来を想定し、施設能力が大幅に低下するとの予測を数値で示した。「必ずしも常に必要な水量が確保されているとはいえない」との主張だ。

それが右端に示した二つの棒グラフ。過去二十年間で二番目の渇水（八七年）を想定すれば徳山ダムを含めた供給量は計画の毎秒一一三立方㍍から同七七立方㍍に、九四年と同じ大渇水では同五一立方㍍まで落ち込む。この想定によれば需要見通しとの差は縮まり（グラフの②の部分）、九四年級の渇水になれば不足してしまう（グラフの③部分）。

ただ、この渇水想定について金城学院大の伊藤達也教授（人文地理学）は「河川の自然流を水源とする農

「他にも手段ある」

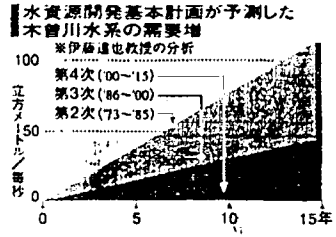
水資源開発基本計画が予測した木曽川水系の需要増
※伊藤達也教授の分析

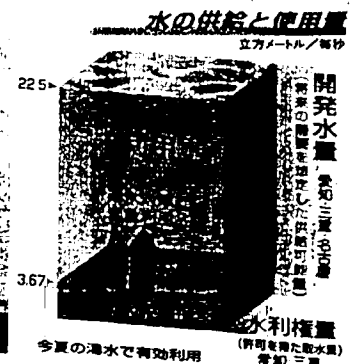
水の供給と使用量

今夏の渇水で有効利用

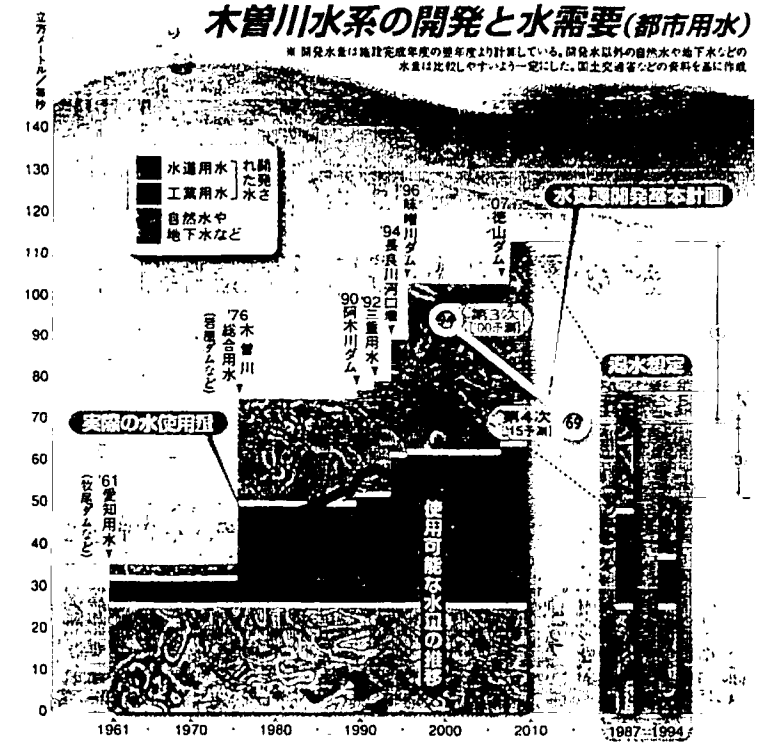
木曽川水系の開発と水需要（都市用水）
※開発水量は施設完成年度の翌年度より計算している。開発水以外の自然水や地下水などの水量は比較しやすいよう一定にした。国土交通省などの資料を基に作成

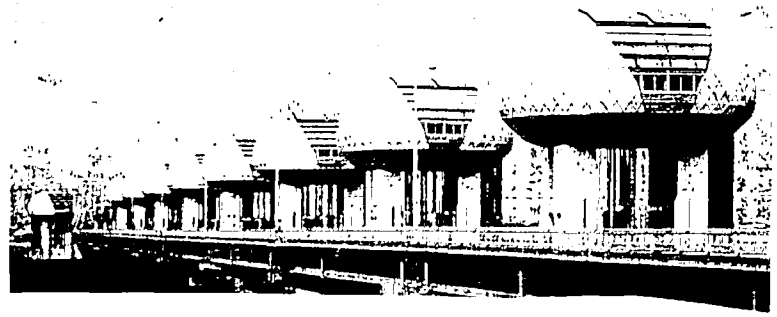

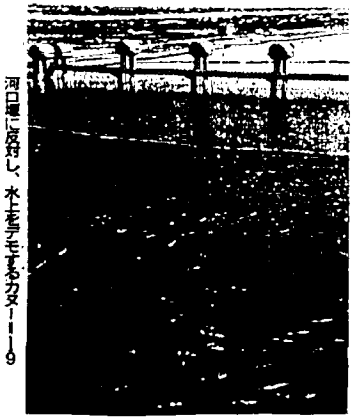
河口堰に反対し、水上をデモするカヌー＝9
95年11月5日、本社ヘリ「おおづる」から

【長良川河口堰の経緯】

<>内は全国の主なダムをめぐる動き

1959（昭和34）年3月
建設省中部地方建設局で伊勢湾臨海工業地帯に水を供給することなどを目的とした「長良川逆潮用水堰」のアイデアが生まれ、局報に掲載される
9　伊勢湾台風
60・1　中部地方建設局が「長良川河口ダム構想」まとめる
3　将来の水需要に応じるため中経連が堰建設を同省に要望
63・11　木曽三川河口資源調査団（KST）の調査スタート
68・10　木曽川水系水資源開発基本計画（フルプラン）策定。長良川河口堰を位置付け
73・7　金丸建設大臣が事業実施計画認可
12　漁協関係者らが建設差し止め訴訟を提訴（原告26.605人）
74・1　岐阜市民を中心に「長良川河口堰に反対する市民の会」発足
76・9　台風17号により岐阜県安八町で右岸堰防決壊（安八・長保水害）
78・9　上松岐阜県知事が本体着工に同意
81・3　差し止め訴訟取り下げ
82・4　流域住民が新たに建設差し止め訴訟を提訴（原告20人）
88・2　最後まで反対していた三重県赤須賀漁協など3漁協が着工に同意
3　本体工事着手
6　「長良川河口堰建設に反対する会」など市民団体が次々と発足、反対運動が全国に広がる
92・3　日本自然保護協会が「河口堰で水質は悪化」との報告書発表
4　建設省・水資源開発公団が「生態系への影響は少ない」との追加調査結果発表。環境庁も結果を追認
93・3　フルプラン全部変更。水需要予測を下方修正したが堰は必要とした
94・4　本体完成。ゲート全閉の試験操作
7　差し止め訴訟判決。岐阜地裁が原告の訴え棄却。原告側控訴

業用水の転用や河川維持用水の利用など現実的な対策との比較検討がなされていない」と指摘。「どの程度までの渇水に備えて、ダムや河口堰を建設する必要があるか考えるべきだ」と問題提起する。

運用開始から十年目の夏に起きた渇水―。愛知・三重両県は水道用水の未利用分を渇水対策に用い、取水施設の不足を補う「緊急導水」も検討された。河口堰の存在があらためて注目される節目になりそうだ。

事業費に占める地元負担分（利水）

	建設費	管理費
愛知県	318億円	3.9億円
三重県	263億円	3.2億円
名古屋市	83億円	0.7億円

※建設時の総事業費は約1500億円。名古屋市は国補助金含む。管理費は'05年度ベース

本格的な運用開始から10周年を迎え、なお評価が分かれる長良川河口堰＝三重県桑名市で

「浚渫時の塩害防いだ」

治水

「河口堰ができた後、本川の堤防が決壊した水害はない。建設による浚渫（しゅんせつ）効果が出ている」。国土交通省中部地方整備局の笹森伸博流域調整官は自信を見せる。昨年十月の台風23号豪雨は、観測史上最高の流量を記録した。岐阜県墨俣地点のピーク流量は毎秒約八千トン。治水計画の基本になる最大予想洪水量に匹敵したが、岐阜市南部より先の「下流域」は大災害に至らなかったからだ。

長良川の治水対策は、上流にダム適地がなく、下流域も開発が進んだため、一九七一（昭和四十六）年から、川底を掘り下げる浚渫をしてきた。だが、浚渫により海水が逆流して農地などに塩害が発生する恐れがある。これを防ぐため、河口付近に堰を造って潮止めした上で、河口から十四―十八キロ付近の川底にあった「マウンド」と呼ばれる大きな砂の堆積（たいせき）などを浚渫して取り除く―というのが、治水面からの堰建設の理由だった。

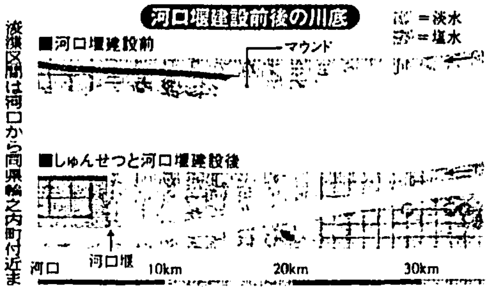

浚渫区間は河口から同県輪之内町付近までの約三十キロ。平均約二メートル掘り下げ、マウンドも堰建設後に取り除いた。浚渫量は計三千四百万立方メートル。浚渫の事業費は計六百四十億円に上った。九九年以降の四回の豪雨では、浚渫開始当時の七二年に比べ、墨俣地点で一―二メートル、水位が低下したと整備局は分析する。

「元来の川に水流す能力」

しかし、河口堰建設差し止め訴訟の原告代理人を務めた在間正史弁護士は「河床は九九年の出水で大量の土砂がたまり、既に浚渫前の状態に戻っている。昨年の台風23号で大きな被害がなかったのは、長良川はそもそも容量が大きく、水を流す能力が高いからだ」と反論。千五百億円の巨費をつぎ込んだ堰建設に疑問を投げかける。治水分としては堰建設の中で計五百五十八億円、ほかに関連の河川改修で計三百億円を国と愛知、岐阜、三重の三県で拠出した。

長良川の治水対策は課題が多い。堰建設と浚渫による治水上の効果は「岐阜市中心部までは及ばない」と整備局。このため、同市中心部での浚渫を計画しているが、着工時期は未定。台風23号豪雨で大きな被害を出した中・上流域の治水対策も待ったなしだ。新河川法に基づき、学識者や流域住民らの意見を聴いて策定する河川整備計画もできていない。

岐阜大の藤田裕一郎教授（河川工学）は言う。「堰建設をめぐる市民運動が一つのきっかけとなって、治水対策に流域住民の意見が取り入れられるようになった。将来の長良川の姿をどうするか。住民の意見を聞きながら論議しなければならない」

「激減認めて対策を」「漁協主張は無根拠」

環境

反対運動が全国に広がる中、堰の是非をめぐる論議で大きな争点となったのが環境への影響だ。延長百六十六キロの長良川には、本流にダムがなかった。市民団体は「最後の天然河川、長良川を守れ」と訴えて運動を展開。一方で旧建設省は、計画段階から着工前後、運用前と環境調査を重ね、「影響は軽微」と判断し全ゲートを閉ざした。

それから十年。魚や貝の漁獲量は深刻な状況に陥っている。岐阜県では、アユがピークの一九九二年から80%減り、長良川と伊勢湾でしか見られないとされる天然サツキマスは九三年から89%減少した。

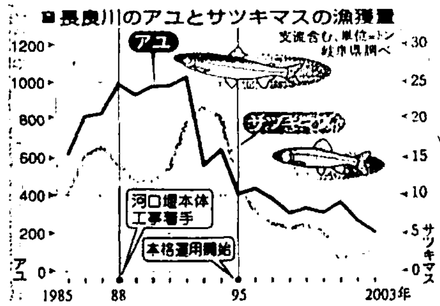

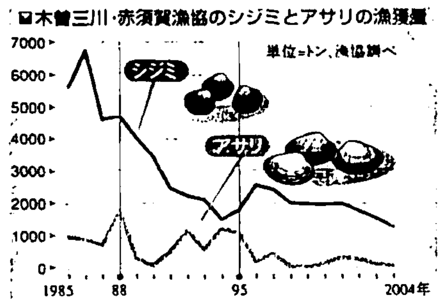

河口周辺を漁場に持つ桑名市の赤須賀漁協は、工事に伴う川底の浚渫（しゅんせつ）で、ゲート全閉の前から深刻な影響を受けた。二〇〇四年の揖斐川と木曽川を含む漁獲量は、本体工事が始まった一九八八年と比較すると、アサリは95%、シジミも73%減った。国の統計では、アユとシジミは全国的に減少傾向にあり、アユの場合は要因として「冷水病やカワウの繁殖、河川環境の悪化などが考えられる」（水産庁）という。ただ、同じ年で比べた全国の漁獲量は、アユは60%減、シジミは37%減で、長良川の減り方が激しいのが分かる。

過去五年にわたり、水資源機構の調査結果を基に、河口堰の環境への影響を検証してきた国と機構の「中部地方ダム等フォローアップ委員会堰部会」は、漁獲量を「漁協が申告した科学的根拠のない数字」として判断材料に使ってこなかった。

同部会は今年三月、堰に設けた魚道での稚アユなどの遡上（そじょう）調査、シジミの採集調査などの結果を基に「環境の変化はおおむね安定しており、問題はない」と結論づけ、解散。今後、生物の調査はほかの一級河川とほぼ同じ基準で行われ、長良川は「特別な川」ではなくなる。

堰部会委員長の佐藤正孝名古屋女子大名誉教授は「（解散しても）チェック機能は落ちない」としたが、環境アセスメントに詳しい武蔵工業大の青山貞一教授は「本委員会だけでは議論が尽くされなくなる可能性もある。詳しい調査結果はほかの川にも参考になるので、学術的な見地からも調査を続ける意義はある」と話す。調査の縮小で、アユは、魚道で稚アユの遡上数を確認するだけとなる。中流での遡上数、ふ化したばかりの仔（し）アユの降下数や大きさを見る調査などは打ち切られた。

地元の研究者や市民も独自に調査し異議を唱えてきた。生態学者で写真家の新村安雄さん(50)＝岐阜市＝は「堰上流が湖になり、仔アユが海に行けていないのではないか。ふ化から何日で堰までたどり着くかや、ゲート操作との関係を調べて分析する必要がある」と話し「アユの減少を認めて対策を講じないと、手遅れになる」と訴える。

95・1		建設省と公団が環境・防災・塩分調査の中間報告。大筋で「環境への影響は少ない」と判断
	5	野坂建設大臣が本格運用開始決定
	7	本格運用開始。堰上流のマウンドのしゅんせつ開始。<建設省が識者による「ダム等事業審議委員会」（ダム審）を設置>
	8	堰上流部で有害なアオコ発生
97・6		<改正河川法、環境アセスメント法公布>
98・8		<愛知県・矢作川河口堰建設計画についてダム審が「休止」の答申。建設省が休止を発表>
	12	差し止め訴訟控訴審で名古屋高裁は原告の訴え棄却。原告側は上告せず
99・3		<岐阜県・徳山ダムの反対派住民が事業認定取り消し訴訟提訴>
2000・1		<徳島県・吉野川可動堰建設計画の賛否を問う国の大型公共事業では初の住民投票で反対票9割>
	5	<徳山ダム本体工事着手>
	8	民主党のネクストキャビネット（次の内閣）が「3年以内にゲート全面開放の措置」との見解まとめる。下流域市町村からは反対も
01・2		<田中長野県知事が「脱ダム」宣言。その後県営8ダムを中止>
03・12		<徳山ダム事業認定取り消し訴訟判決。岐阜地裁は「公共の利益は多大」として原告の訴えを棄却。原告側控訴>
04・8		<長崎県・諫早湾干拓で佐賀地裁が国に工事差し止めの仮処分命令。工事は9割を終えて中断>
05・5		<諫早湾干拓で福岡高裁が仮処分の取り消し決定。原告側の抗告認められ、最高裁で審理へ>

山陽新聞 2005年(平成17年)7月12日

金料道水市 大口割り引き

契約 対象の3分の1

はね上がる渇水時ネック

大口の水道利用者が一定水量以上を使った場合、超過分の水道料金を大幅に割り引く岡山市の新制度の契約が、対象の三分の一程度にとどまっている。苫田ダム完成などを受けて供給水量に余裕があり、水道水の利用増を促すのが狙いだが、渇水時には逆に料金がはね上がる仕組みがネックになっているとみられる。

割引適用の対象は過去一年間に二カ月で約六千㌧(一日百㌧)以上の利用があった百十事業所。割引を受けるかどうか選択でき、このうち割引を申し込んだのは三十九事業所だけ。内訳はホテル十二、工場十一、病院八、役所六、学校二。

制度は、過去一年間の使用実績をもとに「基準水量」を設定。それを超えた場合、一㌧あたり二百十六円を七十円に引き下げる。これまでに検針した二十一事業所のうち二事業所が基準水量を超え、割引適用を受けて最大で十七万円割安になったという。

逆に渇水時には基準水量から5～30%の範囲で減量した「調整水量」を設定。それを超えると一㌧あたり四百三十円と倍額に割り増す。調整水量は水道局が設置する渇水対策本部で決める。今夏はまだ適用していない。

市では、水道水の使用量が減少傾向にある一方で、〇五年度からは苫田ダム本格稼働で県広域水道企業団からの受水量は約三万二千㌧に倍増し、受水費用も年間九億二千万円増える。今後水道事業会計の赤字が見込まれることから、今年四月から水道料金を平均9・5%値上げしている。

大口利用者の地下水や雨水利用、水のリサイクルも進む中で、割引導入により、水道水の大量使用を促す。

水道局営業課は「六月までの小雨で、事業者側が制度の利用を計りかねているのかもしれない。水道局の収入が下がれば利用者の負担増にもつながりかねず、制度の周知に努めたい」とする。

↑苫田ダム 関連

淀川のダム

造る理屈はどこにある

琵琶湖・淀川水系の五つのダムをめぐって、国土交通省が設けた専門家の委員会が役所と真っ向から対立している。

ことの発端は、国交省が「2ダムの事業は中止、3ダムは継続する」という方針を発表したことだ。

国交省の近畿地方整備局が設けた淀川水系流域委員会は、2年前に「ダムは原則として建設しない」という提言をまとめていた。今度の方針はこれに背く、と反発するのはもっともだ。

中止の方針が示された2ダムには、すでに用地買収などで計940億円が投じられている。周辺地域の整備を進めているダムの建設を見送るのは全国でも珍しい。この決断だけだったなら、大いに評価したいところだ。

ところが、滋賀県の丹生ダムと三重県の川上ダムは規模を小さくして続けると言い出した。五つ目のダムはすでにある施設を再開発するもので委員会も理解を示しているが、両ダムの建設について専門家側はとても納得できないという。

ダム建設が見直されだした背景には、水需要の減少がある。すでに大阪府や京都府などの自治体が、ダムに伴う利水事業からの撤退を相次いで表明している。これに財政難も拍車をかける。

ならば、そろって建設を見送れば良かったが、国交省は別な目的を挙げて一部の継続を図った。たとえば、丹生ダムは治水を主目的にするという。渇水時に琵琶湖の水位が下がるのを抑え、湖の環境保全にも役立つ。そんな効用まで持ち出した。川上ダムでも水需要は大きく減ったが、やはり治水を理由に建設する。

委員からは「なぜ目的をしばしば変更するのか」「河道を整備し、堤防を強化すれば、ダムと同じ治水効果がある」という批判が出ている。

どんな基準で、4ダムを中止と継続に分けたのか。国交省はさらに説明を尽くすべきだし、それで納得が得られないなら、建設を中止すべきだろう。

このところダムや堤防、河川敷の利用などを決める河川整備計画をつくる際に、流域委員会を置くやり方が広まっている。強行した長良川河口堰の建設などで公共事業への風当たりが強まり、専門家や住民の意見を聴くことが河川法に盛り込まれたのを受けた流れだ。

4年前に生まれた淀川流域委員会では、役所側が事業案を用意せず、河川整備のあり方を一から議論してきた。委員が自ら提言や意見書をまとめ、国交省と議論を重ねる。400回を超す会合や現地視察を通じて、双方に共通の認識も生まれていた。

それなのに、ことダム問題となると国交省は「建設を決めるのは我々だ」との姿勢を変えない。これでは、せっかくの委員会も、行政側が意見を聞き置くだけの場に逆戻りしてしまう。

水需要が減ったら治水を強調し、建設は続ける。そんな図式は淀川水系だけではない。このままでは必要ない公共事業が際限なく続いてしまう。

一九

3 総合 14版 2005年(平成17年)7月26日

社説

ダムの堆砂速度は何できまるのか

岡本　尚（静岡県太田川ダム研究会）

我が国では殆どの主要河川にダムが建設されているが、当初予想もされなかった大量の堆砂の発生のために、本来期待されていたダム機能が損なわれるだけでなく、河川に沿った自然環境、居住環境にまで予測していなかった大きな影響が生じている。例えば天竜川にある14主要ダムの堆砂の総計は1999年度までで約2億m^3強に達している。河口に近い遠州地方の海岸では、土砂供給の減少のためここ半世紀ほどの間に甚だしい海岸線の後退が起こり、浜松市の中田島砂丘では海崖の崩壊と、埋められていた廃棄物の露出が深刻な社会問題となった。

現在までに建設された発電以外の目的をもつダムには、建設にあたって将来50年、もしくは100年間の堆砂予測として堆砂容量が設定されている。しかしながらこの予測はしばしば大きくはずれる。全国618ダムの60%で堆砂の実績値が計画値を上回り、実績値が計画値の2倍から15倍に達するダムが約30%を占めているという（渡辺、新潟大学工学部、H16年度修士論文）。筆者らは以前その原因について予備調査を行い、堆砂速度の予測にあたっては、通常考えられている集水域での土砂生産量だけでなく、ダム湖内での土砂の沈降、捕捉に関係する各ダム固有の総貯水容量、又水滞留率との関係を無視してはならないことを、1994年当時公開された全国堆砂トップ50ダムについて指摘した（岡本、山内　応用生態工学　4、185-192 (2001).

昨年度高木市民科学基金その他の援助を得て、調査対象を国土交通省が02年に開示した1999年度現在の全国874ダムの堆砂状況に拡大して解析を行い、また特徴の認められたダムについては現地視察に赴いて、上記報告の方法と結論の当否を検証した。

I. 理論的解析

以前の研究では電力ダムを含む全堆砂率20%以上の50ダムを解析の対象としたが、今回は全国874ダムのうち、総貯水容量100万m^3以上、貯水を目的としない電力ダムを除く、堆砂率10%以上の70ダムを調査した。年堆砂量は、70ダムを全体としてみる限り前記論文と同様、上流で土砂を生産する流域の面積とは相関がみられなかった（第1図、R^2=0.311）。一方これも前回と同様に、70ダムを全体としてみた場合でも、年堆砂量は総貯水容量と相関がある(第2図、R^2=0.757)。

次いで開示資料その他から計算された各ダムの平均流量（註1）を用いて、比堆砂量と水滞留率（註2）との関係を調査した。

（註1）ダムの年間総流入、流出量については、まず多目的ダム管理年報所載のダム建設以来H4年までの値を採用し、それに記載されていない22基のダムについては国土交省又は管理自治体から情報開示によって得られたH14年までの10年間を標準とした記録を採用した。観測期間が十分長ければ総流入量、流出量はほぼ一致するので、その平均値を毎秒あたりに換算し、ダムを通って流れる平均の水量＝流量とした。

（註2）水滞留率＝総貯水容量／流量、$m^3/m^3/day$ =day、水回転率の逆数で、平均の流量によってダムの総貯水容量に相当する水が入れ代わるに要する日数

堆砂率20%以上のダム群と異なり、この関係は常数スケールで描くとかなり分散が大きいことがわかった。その原因を知るために、全体の傾向から大きくずれているダ

ムの持つ特性をひとつひとつ精査してみた。その結果水滞留率との関係において一見大きな分散を示している70ダムが、次の３群に分類でき、各群の内部では比堆砂量はやはり前記論文同様、水滞留率に正比例することが明らかになった（第3図）。

系列1. 比流量（＝流量／流域面積、m^3/s／$100km^2$）が低く、そのため流域面積あたりの土砂生産量が平均よりかなり低いダム群。定量的には比流量3.3以下（70ダムの平均は6.79m^3/s／100km2）、年堆砂率1％以下。これは関東地方のダムに多く,この群の半数を占める。

系列2. 系列1と3の中間に位するダム群。定量的には比流量3.3以上、年堆砂率1％以下。

系列3. 比流量が普通であるのに、地質との関係からか土砂生産量が非常に多いダム群。定量的には比流量3.3以上、年堆砂率1％以上。

系列１のようなダム群が存在する理由の一つとして考えられるのは、地域的な気候の差によって流域の降雨量がかなり低いこと、第二にはダムの上流からかなりの水量が用水として取られているか、地層の特性から降雨の相当部分が伏流水になって地下を流れることが考えられる。実際に降水量を気象庁のデータに基づいて調べてみると表１のようになる。これらのダム群のある地域の降雨量は、花貫、塩原、小渋の三ダムを除いてはいずれも平均よりかなり低く、流域面積あたりの土砂生産量（比堆砂量）の低さと関係していることがわかる。　一方流量と集水域の総降水量の比は蒸発効果を無視すれば１に近いことが予想されるが、事実70ダムの平均では1.07となった（ただし降雨量の観測点は必ずしもそのダムの集水域を代表するに適切とは言えないので、この値は絶対的なものではなく、相対的な比較の基準）。ところが表１に示す通りこの群のダムの半数は0.5以下で、なかでも花貫、塩原、小渋の３ダムは降雨量が平均に近いにも拘わらずこの比が0.4以下であり、土砂を運びながらダムを通過する水の流量が降雨量のわりに異常に低いため比堆砂量が低くなっていると思われる。その他のダムでは両方の原因が複合していると考えられる。

系列3のように年堆砂率が１％以上（70ダムの平均値は0.71％）で同じ水滞留率に対して異常に比堆砂量の多いダム群では、上流の地質が崩れやすい性質であるため流域面積あたりの土砂生産量（比堆砂量）が異常に大きいのではないかと考えられる。

II.実地調査

地域的にも手近にあり、かつ大井川水系と並んで全国的にも群を抜いて堆砂の多い天竜川水系の主要ダムについてまず実地調査を行った。ここでは本流に泰阜、平岡、佐久間、秋葉、船明の5ダムが直列に並んでおり、其のことが各ダムの堆砂の量と質にどのような影響をもつかを中心に考察した。

理論的には、各ダムの堆砂速度を規定する上流での土砂生産は、上流のダムの流域面積を差し引いた各ダム固有の流域面積内だけで起っているのか、上流ダムの存在と関係無く全上流面積で起こっていると考えて良いのかと言う問題があった。これについては未発表であるが前者は正しくないことを明らかに示すデータがある。泰阜から秋葉に至る4ダムの年堆砂量を、一つ上流のダムから上の流域面積を差し引いた狭い意味の流域面積に対して図表化すると、流域面積に対して見事に逆比例の関係が現れて

しまうのである。つまり上流で生産された土砂は全部が最上流のダムで食い止められるのではなく、相当の部分はダムを越流しては次々と各ダムで沈降、捕捉されて行くものと考えざるを得ない。この考察を裏付けるために、天竜川本流の3ダム湖、及び支流で上流にダムのない水窪ダム湖の堆砂状況の調査と,堆砂のサンプリングを行い比較してみた。

其の結果明らかになったのは、水窪ダムでも上流から下ると堰堤より約２.6kmのbackwater point付近までは比較的粗い土砂の堆積がみられ、３.２km地点には砂利の採取場も設けられているが、堰堤より1.6km辺りから下では堆積する粒子が非常に細かくなり、粘土状の堆積がはじまっていた。　このような傾向は本流で複数のダムが直列に並んでいる場合でもスケールの違いはあっても質的には同様である。すなわち平岡ダムより流路にして15km上流の泰阜ダム直下で採取した砂利は平均直径が約１mmとかなり粗いが、そこから７km下流の南宮大橋下で採取した平岡ダム湖の堆砂は約0.5mmとより細かい。それが更に平岡ダムを越流して佐久間ダム湖にはいると、既に二つのダムによって粗い粒子が取り去られているため、佐久間ダムから16kmも上流の富山村付近で大量に溜まった「堆砂」はもはや砂ではなく、水窪ダム堰堤の1.6kmあたりからみられたと同じ粘土状の堆積である（写真1）。この粒子は非常に細かく、手でこねて団子状にすると表面に光沢が生じる。コンクリート工事の骨材等には到底使えない。なお佐久間ダム湖の堆砂量は天竜水系の全ダムの総堆砂量の過半を占めることから考えても、上流で生産される土砂のかなりの部分はダムを越流できる微粒子から成っていることが分かる。従って天竜水系のように本流にダムが直列に並んでいるばあいでも、各ダムの堆砂量を規定する上流の土砂生産は、其のダムより上流の全流域で起こっているものと考えて良いと思われる。

第３系列に属するなかでも、比堆砂量が異常に大きなダムとして注目されたのは宮崎県の広渡ダムである。年堆砂率が2.38％（70ダムの平均は0.71％、前論文の50ダムの平均は１％）と群を抜いて高く、建設後僅か５年で総貯水容量（640万m^3）の12％が埋まっている。ところが隣接する支流の日南ダム（600万m^3）は年堆砂率が0.44％に過ぎない。何がこの違いを生み出したのか　（表２）？。実地調査を行った結果次の事がわかった。

(1) 広渡ダムの集水域は一面の飫肥スギの単一林で、過疎化して手入れが行き届かない上流の川沿いには数カ所の崩壊地が見られた（写真２）。また水源の頭上の稜線には大規模な林道開発が行われている。

これに対して日南ダムの集水域は比較的人家が多く、川沿いには竹やぶや雑木の茂る里山が ←――― 〆ル ―――→ かなりの程度保存されていた（写真３）。

(2) 両者の流域の地質は全体としては砂岩、泥岩、玄武岩及び礫岩で１部に石灰岩を挟む崩れ易い性質であるが、唯一の違いは日南ダムの集水域には川の両岸に沿ってかなりの部分に流紋岩地帯があり、いわば自然の護岸が存在する。数カ所に柱状節理の露頭も見られた。この流紋岩の由来は約22,000年前に姶良カルデラの噴出した入戸火砕流の成分の熔結といわれる（名古屋大学名誉教授　諏訪兼位による）。

このような条件のちがいが、流域の降水量も殆ど同じ、集水面積は日南ダムの約半分に過ぎない広渡ダムの異常に高い堆砂速度となって現れていると思われる。　新しいダムを建設しようとする場合、建設省の指針では近隣のダムのデータを参考にすることにかなりの比重がおかれているが、この実例は上記指針に安易に依存せず、近隣のダム間でもきめの細かい立地条件の比較を綿密に行う必要があることを警告している。

現地での聞き取り調査によると、ダムが出来て以後環境の変化のため上流部でも下

流部でも、異口同音に生物相の貧弱化を訴える声が聞かれた。日南ダムでは遡上して来る魚類の減少だけでなく、在来の甲殻類やホタル、鳥までがいなくなってしまったと言う訴えもあった。電力ダムも含めて、透明度は冬期でも1m前後と極めて少なくなっている場合があり、ダムの宿命として貯水に伴う富栄養化がうかがわれる。

政策への提言としては、ダムを建設する計画がある場合、堆砂によってダムが埋まって行く速度についてより科学的な見通しを立て、堆砂が速過ぎて建設する意味の薄いダム計画は中止させ、ダムに替わる河川の管理方法を探ることである。例えば静岡県の太田川ダムのばあい、その堆砂容量は同じ水系支流の原野谷川ダムと比堆砂量が同じと仮定し、その堆砂実績から単純比例で算出されているが、前者の総貯水容量が後者の９倍もあること、後者は防災ダムであり、部分的に水が溜るのは半年に過ぎず、実効的な貯水容量が極めて少ないことが完全に無視されている。年堆砂量は県土木部の見積もりの少なくとも十数倍と推定される。

この研究を進めるに当たっては高木仁三郎市民科学基金から援助を頂き、現地調査が可能になった。大量の数値データのコンピュータ入力とパワーポイント作成に御協力頂いた森町の皆さん、現地調査にあたってお世話になった冨永和範さんはじめ現地の方々や日米ダム撤去委員会、天竜漁協、および多目的ダム管理年報の流量資料を提供していただいた新潟大学工学部大熊研究室の渡辺康子さんにも紙面を借りて御礼申し上げる。

７０ダムの特性（堆砂量、水流量、年堆砂量等）一覧表は紙面の関係で割愛しましたが、請求があり次第メールで送ります。okmt@k3.dion.ne.jp

図の説明

第１図　ダムの堆砂速度と流域面積との関係。

第２図　ダムの堆砂速度と総貯水容量との関係。

第３図　ダムの比堆砂量（流域面積あたりの年堆砂量）と水滞留率との関係
Sr.1: 比流量3.3以下、年堆砂率1%以下　$R^2=0.828$
Sr.2: 比流量3.3以上、年堆砂率1%以下　$R^2=0.629$
Sr.3: 比流量3.3以上、年堆砂率1%以上　$R^2=0.648$
比流量:集水面積あたりの流量　($m^3/s/100km^2$)

写真の説明

写真１　佐久間ダムの堆砂。２００５年３月４日、飯田線大嵐駅付近。
写真２　宮崎県北郷町広渡ダム上流５.７km地点。２００５年３月１日。
写真３　宮崎県日南市日南ダム上流５km地点（上白木俣）２００５年３月２日

第1図 流域面積と年堆砂量

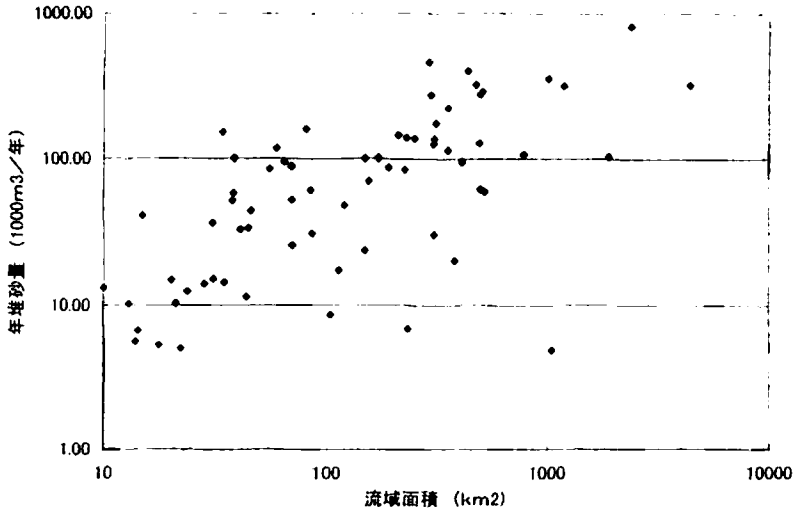

第2図 総貯水容量と年堆砂量

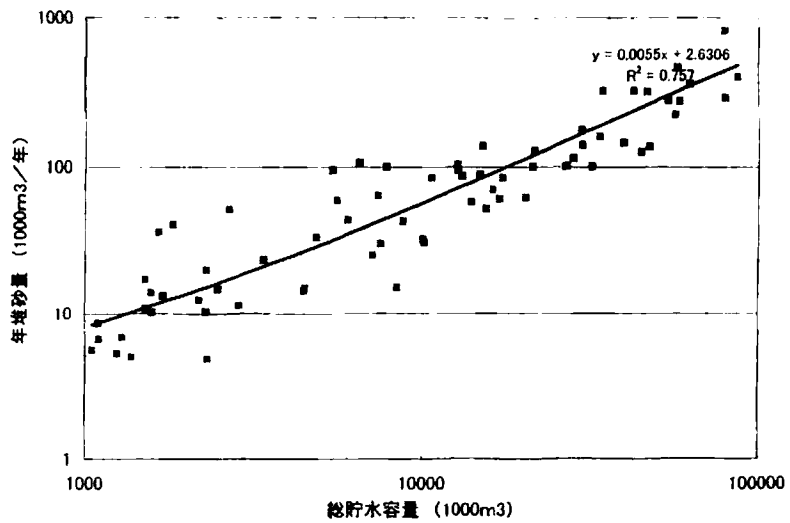

第3図 水滞留率と比堆砂量

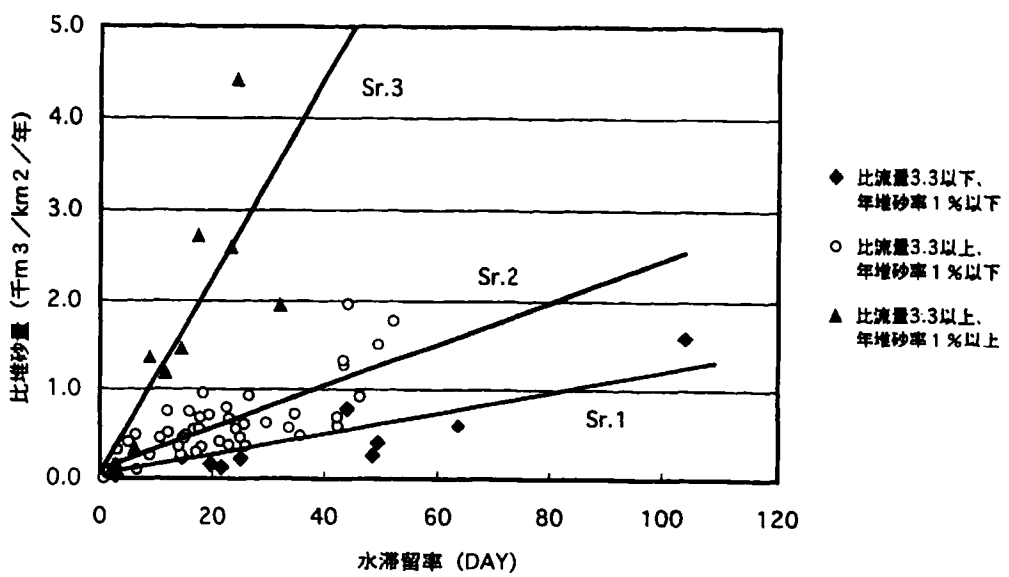

表 1　系列１に属するダムの流量／降水量特性

ダム名	水系名	河川名	所在地	年平均降雨量	流域面積	年間総降水量	年間総流量	流量／降水量
				mm	km2	100万m3	100万m3	RATIO
湯川	信濃川	湯川	長野県北佐久郡御代田町	1191	147.2	175.32	63.07	0.360
花貫	花貫川	花貫川	茨城県高萩市	1803	44	79.33	21.67	0.273
塩原	那珂川	箒川	栃木県那須郡塩原町	2085	119.5	249.16	64.65	0.259
小渋	天竜川	小渋川	長野県下伊那郡松川町	1823.5	288	525.17	203.72	0.388
二級	黒瀬川	黒瀬川	広島県呉市広町	1435.1	232	332.94	167.46	0.503
高柴	鮫川	鮫川	福島県いわき市山田町	1401.5	410	574.62	317.88	0.553
日野川	淀川	日野川	滋賀県蒲生郡日野町	1449.4	22.4	32.47	20.18	0.622
二瀬	荒川	荒川	埼玉県秩父郡大滝村	1479.7	170	251.55	154.53	0.614
藤原	利根川	片品川	群馬県利根郡利根村	1167	493.9	576.38	342.48	0.594
中木	利根川	中木川	群馬県碓氷郡松井田町	1482.7	13.1	19.42	13.25	0.682
70ダム平均値				2033.5				1.067

表 2 広渡ダムと日南ダム（宮崎県）の比較　（1999年）

ダム		広渡ダム	日南ダム	比
水系	広渡川	本流	支流（酒谷川）	（広渡／日南）
竣工	年	1994	1985	
集水面積	km2	34.4	59.2	0.58
総貯水容量	万m3	640	600	
洪水調節用量	万m3	440	400	
堆砂容量	万m3	105	136	
平均水流量	m3／s	3.04	4.81	0.63
水滞留率	day	24.4	14.4	1.7
堆砂量	万m3	76	36.5	
堆砂率	%	11.9	6.1	
年堆砂率（実績	%／年	2.38	0.44	5.4
同　（予測同		0.16	0.23	0.7
[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]

写1　佐久間ダムの堆砂　　写真　　写2

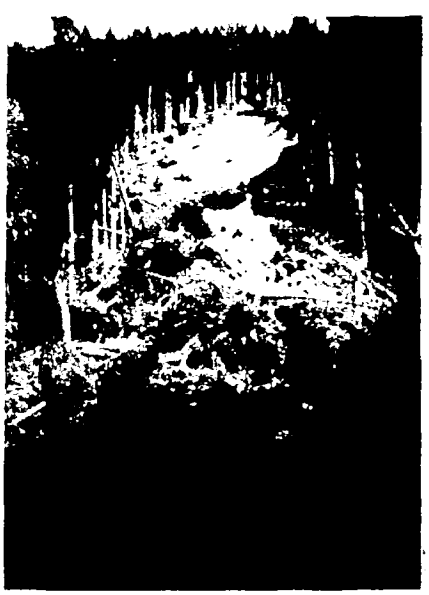

広渡川ダム上流 崩壊地

写3　日南ダム上流の里山

連載 アジアのダムウォッチャー

韓流 反ダム運動の盛り上げ方

韓国ではダムをめぐる動きが日本よりもずっと早い。世界最高というダム密度の反面、勝ち取った成果は日本以上だ。

韓国編 まさの あつこ

「世界最高密度ですよ」と韓国環境運動連合（KFEM）の国際キャンペイナー、馬龍雲（マヨンウン）さんはわざと笑ってみせる。韓国国土にある一万九〇〇〇基のダム密度だ。

「国際大ダム会議（二〇〇二年）によれば一国が有する大型ダムの数としては世界第七位、一二一四基です」

韓国は日本の近畿・中国と同程度の北緯に位置し、同じ季節風の影響を受ける。年間降雨のほとんどが六～九月に集中。日本と似ているのは自然現象ばかりではない。馬さんによれば、「一九九〇年代半ばまでは、韓国政府は楽々とダムを作ることができた」という。しかし、そこからの変化は早回しで起きたようだ。

KFEMの成長過程はその歴史そのもの。ソウルだけで四万七〇〇〇人、韓国全土で八万八〇〇〇人のメンバーを有する巨大NGO。全国五三の事務所に二五〇人のスタッフを抱える。その背景は実にユニーク。

七〇年代後半、民主化運動のリーダーだった現事務局長の崔洌（チョイエル）氏（当時大学生）が独裁政治に反対して六年間投獄され、刑務所で環境問題の本を読みあさったのが始まり。出所し、急成長した産業による公害を目の当たりにして、韓国初の環境NGO・韓国環境問題研究所を設立。八〇年代後半、他のグループと合体して「反汚染運動協会」となり、政府による核廃棄物処理場建設、練炭工場からの粉塵問題、ゴルフ場による自然破壊、干潟の埋め立てなど次々と取り組み九三年、KFEMの設立に至った。

「ダム建設の反対運動も、節水や再利用など教育に力を注ぎ、勝利するようになった」と馬さん。都市用水の一人当たりの平均水使用量は、九六年で四六五リットルだったのが、〇一年には三八〇に減少した（注）。

「たとえば東江（トンガン）ダム計画には、九七年から〇〇年に激しい運動がありました。景観や希少野生動植物などをめぐり、地元の激しい反対運動から全国規模の環境NGO、さらには国際的な運動に高まりました。その結果、〇〇年六月に計画は白紙撤回され、〇二年七月にその地域は生態系保全地域に指定されたのです」

〇一年六月に政府が一二の新規ダム計画を発表すると、それを阻止すべく、全国の環境団体と地域住民が反ダムの連帯行動も組織した。

「運動に押されてダムが本土にできにくくなると、今度は島へダムを作る」と、計画が飛び出す様を馬さんは笑い飛ばす。

「甫吉島（ポギルド）ダム計画は、三三日間のハンガーストライキで世論を盛り上げました。漢灘江（ハンタン）ダムの反対運動は続行中です。洪水量の想定は過大。代替案である堤防のかさ上げ費用はダム建設費の三～四倍と見積もられました。堤防整備の距離は批判が起きるとだんだん短くなった」

日本でもありがちな悲喜劇だ。しかし、彼らが勝ち取った成果は日本以上。〇三年、NGOと政府で構成される共同委員会ができ、ダムに依存する水供給政策を持続可能な水管理へと政策転換させた。国家水資源長期総合計画の策定時には、NGOの参加も可能となった。

現在、KFEMは景観と生物多様性を保全しつつ洪水調整と利水を行なう流域管理のモデルケースとなる方法を、雪嶽山（ソラクサン）国立公園を流れる雙川（サンチョン）を舞台に自治体、住民、専門家がともに作る作業にかかっている。

今年は日本のケースも視察したいと馬さん。だが、短期の河川整備計画でしか参加機会のない日本のNGOは完全に先を越された形。より多くを学ぶのは日本側かもしれない。

（注）日本でも、たとえば利根川流域六都県上水道の一人当たりの平均水使用量は九六年三八五リットル、〇一年三七〇で減少傾向。

イラストレーション／立石有美
まさの あつこ・ジャーナリスト。

※この連載は月一回の掲載です。

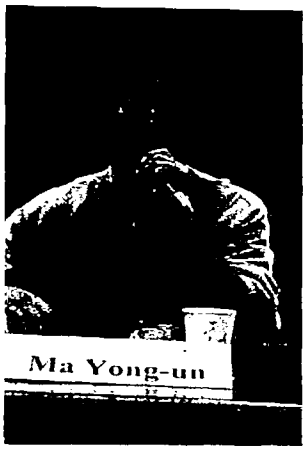

台湾の「ダム代替案国際会議」で発表する馬さん。（写真撮影／氏家雅仁）

国際金融機関に破壊される途上国

フィリピンでのダム問題は、少数民族問題と密接だ。また、日本の国際協力銀行などの融資抜きには語れない。

まえのあつこ

水没したダルピリップ村では事後まで反対運動が強かった。ダムによる影響を予測できなかったからだ。ルソン島北部の国際環境NGO「F.O.E ジャパン」の渡会広美さんによれば、「アダノ川上流のアフラネダム（五六年竣工）は九〇年に堆砂で容量半減。ピンガダム（六〇年竣工）は堆砂でフル発電ができない。影響が出ないと言われた場所が堆砂で埋まり住処を追われ、魚も捕れなくなるというケースが、何ヶ所ものダムで報告されている」のだという。

「しかしフィリピンの政府や政治家、資本家たちは、事業が生む巨額のお金がほしくて、将来、民間にわたったフィリピン国民への維持費用になることなどを含め、私たちが指摘した影響を否定しながら事業を進めました」（週刊金曜日　2005.7.1（563号））

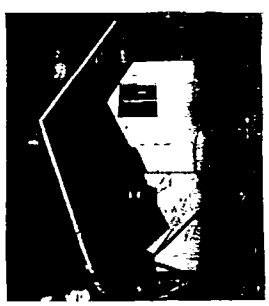

サンロケダム再定住地の空家。カマンガアン再定住地160世帯のうち50世帯は生計手段がなく、水・電気代を払えないなどの理由で転出した。（写真提供／波多江秀枝）

ダムはできたが、ショアンさんの闘えはこれからだ。

イラストレーション吉岡栄重

まえの　あつこ・ライター

※この原稿は同一回の掲載です。

ジョアン・カーリングさん（CPA代表、RWESA代表世話人）。（写真提供／著者）

ルティリェラ山脈を拠点に広がる「コルディリェラ住民連合」（CPA）の代表だ。CPAは一九八四年に、先住民の権利や民主主義を保護させ守るために生まれた幾の組の運動の集まりだ。

当時はマルコス独裁政権の真っ只中。世界銀行（コラム参照）が融資するチコダムや森林の商業伐採など、政府や企業が事業による圧政を背景に、地域や環境を破壊する事業を行なったのがCPAだ。

二〇の自治組織や山岳地域の三つの県支部、バギオ市、イトゴン・ベンゲット州の支部にある青年、女性、高齢者、農民などさまざまな部門からなり、それぞれ課題を協議・協力関係を持つ。コルディリェラにおける大衆運動の中心的存在として認知されている。

ショアンさんはその先頭に立ち、ほかの地域の運動との連携のみならず、ダムや少数民族問題を取り上げる国際会議を飛び回って訴えてきた。

ダム反対のアジア・ネットワーク

〇三年三月には日本くも訪れた。チコダムに続いて建設された巨大なサンロケ多目的ダム事業（発電容量三四五メガワット、貯水量八億五〇〇〇万立方メートル）の問題を、日本の国会議員や政府高官、NGOに対して訴えた。

この活動を支えたのは二〇〇〇年にできた「東・東南アジア河川ウォッチ（RWESA）」だ。被害的なネットワークで、日本、韓国、中国、台湾、マレーシア、ベトナム、タイ、インドネシア、フィリピンなどニカ国・地域、三五団体で構成される。ショアンさんはその代表世話人でもある。

訴えは届かず、ダムは〇三年五月に完成。しかし、問題は続く。

サンロクダム（アグノ川）の上下流には先住民イバロイ族が多く暮らす。農業と砂金採りの現金収入で生計を立てる人々が多い地域だったが、九八年の着工後、砂金採りが禁止されただけで砂金採取の調査が行なわれただけで、補償を受け取れなかった人がいるのだ。

また生活再建プログラムとして始まった養豚が失敗し、借金を負う移転住民、生計が立たずに定住地から転出する住民などさまざまだ。

「国際金融機関が人々の福利に基づいた開発手法を取らなければ、その介入は決して大きな富を占める貧困層のためにはならない」

「マルコス文書」から始まる利権ダム

この事業を可能にしたのは日本の国際協力銀行（JBIC）の融資だ。国営フィリピン電力公社と、丸紅が九三・五％、関西電力が七・五％を出資するサンロケパワー社（SRPC）が、融資を受けずには成り立たなかった事業だからだ。

電力公社はダム完成から二五年間、SRPCからフィリピンでの平均的な電力料金の数倍もの価格で買い取る。その後、発電施設はSRPCから電力公社に譲渡される。つまり、日本企業が利益だけを取り尽くした後、世界で発電効率が悪くなった施設だけを残すというものだ。

丸紅広報室は、途上国の人々を食い物にするこれらの取り決めについて「守秘義務があり詳細は明かせない」と否定はせずに沈黙する。

「サンロクダムは、外貨全額と政府高官の利益のために持ち込まれ、全融資国が海外で利益を上げようとする自国企業のために融資する開発事業の典型です。そこに暮らす人々にとってどういうことは何もありません。丸紅や関西電力のような日本企業の利益を正当化するために犠牲が強められる」とショアンさんは憤る。

日本では、米国議会が公開した秘密文書「マルコス文書」に中曽根康弘元首相や丸紅の名前を含む巨額裏事業としてこのダムの名前が登場した。八二年の国会審議で叩かれ、一躍は中断。ところが、サンロクダムの地元出身のラモス大統領就任後の九五年に再開した。着手に利権の臭いが漂うダムだ。

ショアンさん自身は先住民カンカナイ族。四分の一は父方から受け継ぐ日本人の血も流れる。フィリピン大学で社会学と経済学を学んだ学生時代から、都市の貧困、先住民地域の貧困化や人権侵害に取り組み、国際金融機関によって進むダム問題に行きあたった。

「国際金融機関が人々の福利に基づいた開発手法を取らなければ、その介入は決して大きな富を占める貧困層のためにはならない」

ダムはできたが、ショアンさんの闘えはこれからだ。

イラストレーション吉岡栄重

まえの　あつこ・ライター

※この原稿は同一回の掲載です。

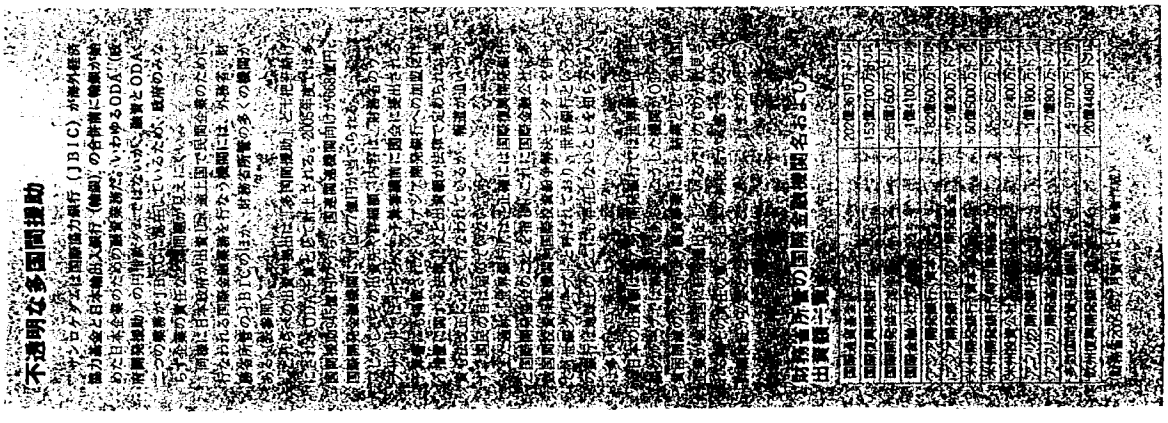

不透明な多国間援助

サンロクダムは国際協力銀行（JBIC）が海外経済協力基金と日本輸出入銀行（輸銀）の合体前に融資が始まった日本企業のための直接支援だ。いわゆるODA（政府開発援助）の枠外だが、実質とODAとの業務が重なっているため、政府のみならず、日本企業の責任が問われている。

同様に日本が出資する国際金融機関の世界銀行やアジア開発銀行（ADB）などが融資するダムも、国際基準を満たしていないとして反対運動が起こっている。

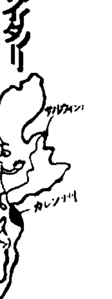

ビルマ編　まさの　あつこ

銃を突きつけてダムをつくる

タイとの国境でダムと闘うカレン族のNGOは反政府ゲリラと見なされている。そんな彼らが命がけで告発した。

中国ヒマラヤ山脈から流れ出し、ビルマ（ミャンマー）・タイ国境を流れインド洋に注ぎ込む国際河川、サルウィン川。全長二四一四キロ、東南アジア最長の川だ。

現在、ビルマとタイ両政府は、その中下流部（ビルマ・カレン州）に共同でウェイジーダム（四五四〇メガワット）とダグウィンダム（七九二メガワット）を建設する水力発電事業計画を進行させている。タイ政府が二〇一〇年までに一五〇〇メガワットをこれらのダムから購入する計画で、ビルマ軍事政権と覚書を取り交わした。

流域に暮らすのは、ビルマの少数民族の中で最大のカレン族。そのカレン族が〇三年六月に設立した「カレン・リバーウォッチ（KRW）」が〇四年一一月、レポート「銃を突きつけてダムをつくる（Damming at Gunpoint）」を発表した。

「これは、ビルマ軍による少数民族への残虐行為を告発したものです」

こう語るKRWメンバーは、顔や名前、活動拠点を明かすことができない。軍事政府が進めるダム事業に反対することは反政府ゲリラと見なされることに等しく、身に危険が迫るからだ。しかも、これはビルマだけの話ではない。「タイ政府はビルマ軍事政権との関係を強めている。タイ政府からすれば、ビルマから逃れてタイ国内でダムに反対するビルマ人もまた、いわば国際関係を危うくするテロリストです」という。

地雷で固められた道

ビルマのダム建設が、日本のダム問題と根本的に違うのは、軍事政権下で進められているということだ。

クーデターは一九八八年九月に起きた。九〇年五月に実施された国民総選挙では、国民の八割以上がアウン・サン・スー・チー氏率いる国民民主連盟（NLD）を支持した。しかし国家平和発展評議会（SPDC）は政権移譲を行なわず、暫定政権として現在も君臨中だ。

スー・チー氏はいまだに軟禁状態。日本へその動向は伝わるが、軍事政権による少数民族の扱いはまったくと言っていいほど注目されていない。言論の自由がないから情報そのものが伝わってこないのだ。

KRWのレポート「銃を突きつけてダムをつくる」は、ビルマ軍事政権が二つのダム建設を理由に、カレン族の暮らすカレン州中部のパプン地区を制圧するために行なった行為を告発した命がけの発信だった。

九二年以来、パプン地区では二〇〇の村が破壊され、一〇万七〇〇〇人いた人口の半分はタイやビルマのほかの土地に追いやられた。ダム計画について、地域住民への相談もなかった。残った住民のうち六割にあたる三万五〇〇〇人は見つかったり殺されたりすることを恐れながら、ジャングルに隠れて暮らしているという。

また、ビルマ政府軍の要塞は九二年に設けられた時点で一〇カ所だったが、〇四年には川沿いの一二カ所を含め、五四カ所に増えた（地図参照）。ダムに至る道は強制労働で築かれ、脇には地雷が埋められていると言われている。

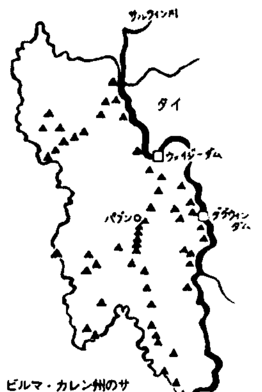

ビルマ・カレン州のサルウィン川にあるウェイジーダムとダグウィンダム予定地に続く道沿いには、ビルマ軍の要塞（▲印）がある。92年に10カ所だったのが04年には54カ所に増えた。（「Damming at Gunpoint」KRWより）

〇四年一月、ビルマ政府はカレン民族同盟（KNU）と和平交渉を行ない相互理解に達したと発表した。しかし、前出のKRWメンバーは、「それは単なる紳士協定にすぎず、その後も軍政府は約束を守っていないという報告も数多くあります」と言う。

「軍事政権は『開発』を少数民族の制圧や、土地や自然資源を搾取する口実に使っています。政治改革と市民の基本的人権の回復なしの発展は、ビルマ人にさらなる苦しみを与えることになるのです。国際社会に対し、ビルマ現政権が行なうすべての開発計画への協力を中止してほしいと訴えたい」と語った。

軍に守られる電源開発

ダム開発が、少数民族の武力制圧の口実になるのは、珍しいことではない。

日本の電源開発㈱（EPDC）広報課によれば同社は九二年、ビルマ国内のサルウィン川だけでなくモエイ川、メコック川で六つのダム計画に関する予備調査を行ない、サルウィン川シャン州のタサンダムについては九八年から〇一年までの実施可能調査（FS）を行なったという。また九九年から〇〇年には日本貿易振興会の仕事として火力発電所の新設、既設の補修のFSを行なった。

日本のNGOメコンウォッチによれば、「九九年には調査に入ったEPDC社員の安全保障という名目で、ビルマ軍の四つの大隊が配備された」という。

投票という国民の意思を無視し続ける軍事政権の助けを借りて、日本企業は経済活動を進めている。ODA（政府開発援助）とは一線を画したところでの企業の社会的責任を問うべき問題でもある。

イラストレーション／立石有貴

まさの　あつこ・ジャーナリスト。

※この連載は月1回の掲載です

ウェイジーダム予定地に集まった村の人々。（写真提供／KRW）

日本の援助が少数民族を弾圧？

日本のODAは1954年、ビルマへの戦後賠償から始まった。ODAに血なまぐさい影はつきもの。そのルーツも41年、米国議会が武器貸与法を成立させ、ナチス・ドイツに攻撃されていた英国を支援したことだとされる（参考『ODA再考』古森義久著、PHP新書）。最近では、「9・11」まで減少一方だった予算を増加させ、米国の援助額が世界第1位に返り咲いた。米国はテロ対策としてのODAを声高に主張している。

英国は02年、国際開発法でODAを「貧困削減に貢献すると認める時のみ」実施すると定め、対外的にも援助国が金を集めて相手国が国家予算の一部として貧困対策を行なう「コモンバスケットアプローチ」を提唱し始めた。各国それぞれの外交スタイルでODAは進められる。

日本はどうか。たとえばビルマに対しては、03年5月のスー・チー氏の拘束以来、新規ODAの案件を見合わせている。しかし同年、無償資金協力9億9000万円と技術協力16億5800万円は供与した。ビルマへの援助国の中では1位で、GDP（国内総生産）が推定700億ドル（2002年外務省推定）の国にとっては莫大な資金だ。

しかし「ビルマ民主化支援会」によれば、ビルマ軍事政権が医療や教育にあてた額は「2002年でGDPのわずか0.27%。この年のGDPの約50%は軍事費が占めていた」という。

ODA大綱「援助実施の原則」には、「軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する」ことや「開発途上国における民主化の促進」が盛り込まれているが、運用の可能性とは隣り合わせだ。

また、ODAの枠内だけでの議論で十分なわけではない。ビルマには伊藤忠商事、丸紅、三井物産、三菱商事、住友商事、双日、トーメンなど日本の大半の商社や、鹿島、大成建設、西松建設、千代田化工建設などの建設業者、コンサルタント、観光業、金融業が支店を構えている。

電源開発の例を引くまでもなく、「ビルマで経済活動をスムーズに展開するためには、軍事政権とのつながりが欠かせない」（ビルマ民主化支援会）とされ、日本企業による経済活動が少数民族の人権や生活権の侵害に加担しかねない。外交の理念の実現には、企業の社会的責任を問う包囲網も必要だ。

（まさのあつこ）

週刊金曜日　2005.6.3（559号）　34
週刊金曜日　2005.6.3（559号）　35

RWESA Japan ・八ッ場ダムツアー報告

国際環境 NGO FoE Japan　清水規子

●いざ八ッ場ダムへ

2004 年の 5 月 7 日と 8 日、RWESA Japan は、八ッ場ダムの問題に取り組んでいる「八ッ場ダムを考える会」と「八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会」が主催している「八ッ場ダムツアー」に協賛する形で参加した。RWESA Japan からは 9 名の参加だ。いつもは日本が支援している海外での大型事業の問題に取り組んでいる RWESA Japan だが、今回は日本のダム問題をもっとよく知るために、また国内のダム問題に取り組んでいる方々とも交流したいという思いもあり参加した。

集合場所は群馬県高崎駅。RWESA Japan からの参加者は 9 人だったが、「八ッ場ダムを考える会」や「八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会」からの参加者もあわせて、総勢 80 人で出発した。

●長野原取水堰

まずは最初の目的地、長野原取水堰へ。長野原取水堰とは、吾妻川にある東京電力の水力発電用施設である。完成後、八ッ場ダムは吾妻川の水を取水・貯水することになっているため、当然、東京電力の発電量を減少させることになるが、なんとこの東京電力の水利権に対する補償金は、400 億から 500 億にもなるという。さらに驚いたのは、この東京電力への補償問題に関する情報を、昨年まで国土交通省は全く公開してこなかったということだ。ただでさ、その多額の費用が問題視されている八ッ場ダムだが、さらに費用がかかるなどという行政にとって都合の悪い情報はなかなか市民に伝わってこない点は、日本の政府も途上国の政府も、どこも似たりよったりだなと感じる。

●草津中和工場と品木ダム

次に向かったのは、草津中和工場だ。ここでは、毎日 60 トンもの石灰が川に投入され、強酸性の川を中和させる。放流させた後の水は、白く濁っていた。嶋津さんの説明によると、どうやら、吾妻川の水は強酸性で魚も住むことができない川らしく、このような強度の酸性水は八ッ場ダムのコンクリートの腐食を早め、飲み水に適さないことから、石灰を投入するらしい。

そして、この人工的に中和され白く濁った水は品木ダムへと流れ込む。品木ダムへ行ってみると、そこには白く濁った緑色のダム湖がみえた。ちょうど、緑色と白の絵の具を混ぜたような色だ。この不思議に人工的な色の原因は、草津中和工場で説明を受けたように、毎日 60 トンもの石灰が次々とこの品木ダムに蓄積されているせいなのだろう。

この石灰は、浚渫されてはいるものの、現在、品木ダム貯蓄許容量の 80%に達しており、品木ダムがその許容量に達した後は、八ッ場ダムに石灰を沈殿させることになる。ちなみに、この石灰投入や浚渫の中和に関する一連作業にかかる費用は年間 10 億円にもなる一方、この草津中和工場での中和作業は吾妻川の水の 40%にしか及ばないという。多額の税金を使うようだが、その効果を考えると果たしてこれが本当に正しい税金の使い道なのかと、疑問に思わざるを得ない。

●長野原第一小学校

第一日目最後の目的地は長野原第一小学校だ。長野原第一小学校の旧校舎は、八ッ場ダム建設に伴い取り壊され、現在の長野原第一小学校は、平成 14 年に長野原町大字林に移されている。実際に行ってみると、小学校の背面には、山が切り崩されてコンクリートが網目状に張ってある急斜面と砂防ダムが見える。山を切り崩したその下に学校が建てられたため、いわばお椀の中の一番したに小学校が建てられているような感じを受ける。とはいえ、東京の都心の喧騒の中にある小学校よりは良いのではないかと思っていたところ、土木技術者の矢部さんは、「こんな所に小学校を作るのは危険だ」という。矢部さんによると、網目状に張ってあるコンクリート、いわゆる「のり面保護工」は、山の崩落を防ぐものらしいが、維持管理を適切に実施しないと崩落防ぎきれないものでもあるそうだ。

ちなみに、この小学校の近くに移転する予定の人たちは結果的にそこには移転せず、そのこともあって、現在、この小学校には児童が 30-40 人ほどしかいない。実際、私達が矢部さんの説明を受けた場所は、本来は移転地となるはずだった場所だ。しかし、そこは現在もさら地のままである。人の来ない場所にわざわざ小学校を建設し、移転地を用意した行政側の計画性のなさやこれらの費用対効果がやはり気になる。

長野原小学校から宿泊先の川原湯温泉へは、他のツアー参加者はバスで移動していたが、RWESAメンバーは徒歩で行くことにした。バスの移動は楽だったが、せっかく山に来たのだから、と外の空気を吸いながら歩いて帰った（結局、遠回りをして帰ってしまい、最後はみんなへとへとになって帰ったのだが）。途中、偶然にも長野原第一小学校の旧校舎をの前を通りかかった。どうやら、長野原第一小学校の旧校舎は、明治後期に建てられた県内最古の木造校舎だったようで、その一部が移築保存されたものだったようだ。残念ながら校舎の中にはいることはできなかったが、なかなか趣のある建物に皆で暫し見入った。

●RWESA セミナー

今回のツアーでは、参加者はそれぞれ分宿していたのだが、RWESA Japan からの９人の参加者は敬業館みよしやに宿泊した。これもまた趣のある建物だったのだが、特に印象深かったのは断崖の上にある温泉だ。敬業館みよしやには、大樽露天風呂と檜露天風呂の二つがある。そのうち、大樽露天風呂の横には桜の木が一本あり、ツアーのあった 5 月には、ちょうど満開の時期を迎え、素晴らしい景色と共に温泉につかることができた。

また、夜には RWESA Japan 主催のダムセミナーを開催した。一日中、すっかりツアー参加者気分になっていた私も、この時ばかりは、頭を切り替えて臨んだ。セミナーでは、まず私が RWESA の紹介を、メコン・ウォッチの東さんが世界ダム委員会の最終報告書を紹介した後、嶋津さんからは、この地域の野生生物、事業費用の問題、それに地域住民の八ッ場ダム反対運動のこれまでの経緯等々、様々な角度からの八ッ場ダムについてのお話があった。特に地元の反対運動に関しては、時間や世代と共に反対運動が弱くなっていったことも触れられていた。参加者からの八ッ場ダムに関する嶋津さんへの質問はもちろんのことだが、会場からは「世界ダム委員会の勧告を適用させるような案件を」というような趣旨の質問もあり、私自身、奮起させられたセミナーでもあった。

●吾妻川のダムサイト

二日目の朝は、吾妻川のダムサイトまで下り、そこで矢部さんの説明を受ける。切り立った山の斜面を降りて川辺までいくと、吾妻川の片側に切り立つ岩に水平方向に無数の亀裂が入っているのがすぐに目に入った。矢部さんによると、このような亀裂によって、八ッ場のダムサイトの岩盤は一体化しておらず、この辺りの地盤は、基礎地盤としては非常に危険だそうだ。また、ダムサイト一帯には多くの水抜き井戸があり、現在はこれによって地中の水分を取水して地滑り対策をしているが、ダム完成後には、支えがなくなってしまったダム湖周辺の岩盤が崩落する危険性も指摘されている。八ッ場ダムは、経済面や環境社会面でのコストだけでなく、技術面でのリスクも抱えているようだが、完成後はきちんと機能してくれるのだろうか。

ダムサイトの見学後は、昼過ぎまで吾妻渓谷の散策だ。5 月の爽やかな新緑の時期で天気もよく、絶好のハイキング日和だった。また、たまに聞こえてくる吾妻川のせせらぎは一層の爽快感を与えてくれた。程よく汗をかいた後、パンフルートに耳を傾けつつ、豊田牧場の梅林でお弁当を食べ、三々五々帰途に着いた。

●終わりに

今回のツアーで最も強く感じたのは、八ッ場ダムの必要性に対する疑問である。そもそも、「八ッ場ダムは、利水と治水の両方の点において不要である」であるという指摘も聞いてはいたが、今回のツアーで、現場に直接行ってみて感じたのは、そのダムを建設するにあたって支払わなくてはいけない経済的、環境的、社会的コストだがあまりに大きいが、八ッ場ダムは、これらのコストを払ってまでなくてはならないダムなのだろうか、という疑問だ。八ッ場ダムを実現させるためには、東京電力から水利権を買い取り、強酸性の水を中和させるために 1 日 60 トンと言う大量の石灰を川に流し込まなくてはならず、そのために巨額の税金がつぎ込まれる。また、周辺に住んでいる住民は移転しなくてはならず、吾妻渓谷の美しい自然環境が壊されるなど、環境や社会面でのコストも大きい。これらのコストを払ってまで、そして全国トップ規模の 4600 億円という巨額の税金を払ってまで必要なダムなのだろうか。

国民一人当たりの借金が 600 万円といわれ、財政赤字が問題となっている昨今でも、いったん決まってしまった個別の公共事業となると、なかなか立ち止まって計画を再考するのは難しいようだ。行政は、この巨大な経済・環境・社会コストを払うことの必要性を再検討し、八ッ場ダムが目的に掲げているダムによる治水・利水は必要なのか、さらに、その目的は様々な代償を払ってまで達成しなければいけないのか、行政は改めて考え直す必要があるのではないか。

サンルダム反対のパンフレット

サンルダム反対運動を進める小野有五先生（北海道大学）から同封のパンフレット「未来の子どもたちにサンル川とサクラマスを残そう！」を送っていただきました。

サンルダムの問題点を分かりやすく解説した素晴らしいパンフレットです。

サンルダムは北海道の北部、上川郡に計画されている総貯水容量7300万m3の多目的ダムです。このダムは、治水利水の両面で必要性がないだけでなく、サクラマスの遡上を遮断してしまうなど、自然環境に多大な影響を与えるものです。

サンルダムの建設を阻止するため、皆様にお願いがあります。

① サンルダム建設中止を求める署名

同封の署名用紙にできるだけ多くの方の署名を集めて、「サンル川を守る会」にお送りください（住所は署名用紙の裏面に記載）。

② カンパ

カンパをお送りください。（郵便振替口座はパンフレットの7ページの下段をご覧下さい。）

霞ヶ浦の再生を提案するリーフレット「よみがえれ！霞ヶ浦・北浦　逆水門柔軟運用の提案」

アサザ基金の飯島博さんから同封のリーフレット「逆水門柔軟運用の提案」を送っていただきました。

霞ヶ浦では数十年前からいろいろな水質改善対策が講じられてきましたが、霞ヶ浦の水質と生物環境は悪化の一途をたどってきています。

その根本原因は霞ヶ浦の出口にある常陸川逆水門が閉鎖され、湖と海の交流が遮断されていることにあります。

このリーフレットは、逆水門を開放するための具体的な方法を提案したもので、大変説得力があります。

是非、このリーフレットを読んで、霞ヶ浦再生の取組みにもご協力くださるよう、お願いします。

水源連事務局

2005年8月9日

水源連だより

SUIGENREN DAYORI NO 33-2

水源開発問題全国連絡会◆ 東京都千代田区平河町1-7-1-W201
TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538
郵便振替 00170-4-766559
ホームページ http://www.geocities.co.jp/NatureLand-Sky/4094/suigen.htm

国交省発表と淀川水系流域委員会

平成１７年７月２７日
「関西のダムと水道を考える会」
（代表）野村東洋夫

A，（7/1）国交省発表

新たな委員構成で今年２月に再スタートした淀川水系流域委員会（以下：委員会と云う）は、３月～６月を総勢２８名の内の１３名の新人委員の云わば“慣らし期間”とし、この委員会が審議対象としている５つのダムの現地視察などを精力的に実施していたのですが、７月１日に国土交通省近畿地方整備局（以下：整備局と云う）が突然、「記者発表」を行うというハプニングが起きました。記者発表の内容はざっと次の通りでした。

１、丹生ダム
　大阪府などの利水目的を全面的に外し、規模を縮小して治水ダムとして［実施］。
　但し異常渇水対策のために琵琶湖水位を上昇させることによる琵琶湖周辺地域の浸水被害防止策として、このダムの洪水調節容量を３３００万ｍ３から約５３００万ｍ３に増量する

２、大戸川ダム
　大阪府などの利水の全面撤退により治水単独目的の事業となることで治水分の事業費が増加し、経済的に不利になるなどの理由から［当面実施せず］

３、天ヶ瀬ダム再開発
　従来計画通り［実施］

４、川上ダム
　利水について奈良県などは撤退するが三重県が参画を継続するため、利水容量を縮小するも、従来通り多目的ダムとして［実施］

５、余野川ダム
　「阪神水道」などの利水全面撤退により治水単独目的の事業となることで治水分の事業費が増加し、経済的にも不利となるので、治水上、緊急性を有する狭窄部の開削は行うがダム事業は［当面実施せず］

記者発表を受けたマスコミが大戸川・余野川両ダムの“当面実施せず”は実質上「中止」の意味として、この日「淀川水系２ダム中止！」と大々的に報じたことは、ご承知の方も少なくないと思います。

（上記５ダムの内、天ヶ瀬ダム再開発はダムの新設ではなく、単に既存ダムの放流能力を上げるだけのもの

ですので、今回の発表は「４ダムの内の２ダムを“凍結”！」とするのが最も正しい表現だったと思われます)

B，委員会の反応

平成１３年２月に始まり、足掛け４年余りの審議を行って来たこの委員会と整備局の間には、一定の信頼関係が構築されており、ダム等の河川整備計画の案については当然、先ず委員会に提示があるものと考えていた委員達にとって、この記者発表は青天の霹靂だったようで、委員会は即日「委員長声明」を発表し（→別紙参照)、整備局のこの暴挙に強く抗議すると共に、急遽予定を変更して、７月２１日の委員会の場で整備局の詳細説明を求め、その４日後の２５日には予定時間を大幅に延長し、１４時から１９時半まで延々５時間半に及ぶ集中審議を行ったのです。一言で云えば多くの委員は国交省発表に怒ったのです。

C，国交省の真意

何故、国交省はこのような挙に出たのでしょうか？確かに、これまで根気よく委員会とのキャッチボールを続けて来た宮本河川部長が６月１日付で本省に異動となり、事情を知らぬ後任の谷本部長の“単なるフライング”との見方も一部にはあったようですが、むしろこれは“意図的なフライング”というのが私の見方です。

「ダムは原則建設せず」との委員会提言を受け、５ダムはこの２年間、本体工事に入るほぼ直前段階で足踏み状態にありましたが、国交省（ダム推進勢力）にとっては最早これ以上の猶予はならず、委員会の顔を立てて比較的小規模な２ダム（大戸川・余野川）を諦め、大阪府などの利水撤退による規模縮小も認める代わりに、残り２つ（丹生・川上）は早期に本体着工したい、そのためには８月末の来年度予算「概算要求」にこれらのダム予算を何としても組み込む必要があり、この際委員会を無視してでも、このタイミングでアドバルーンを揚げる必要があったということではないかと思います。

D，今後の展開

今後のスケジュールについて先日（7/25）の委員会で寺田委員長より説明があり、

１）国交省発表に対する委員会（又は委員各個人）の見解を、次回の委員会（8/5）で発表する

２）８月～９月に掛けて、各ダムの地元で委員会（地域部会）を開催し、地元住民の意見を聞く

３）９月下旬に委員会としての「意見書」を纏める

とのことで、それぞれの日程もかなり詳しく発表されました。

7/1 国交省発表の根拠となった資料（いわゆる「調査検討結果」）についても、先日の委員会で整備局から説明がありましたが、端的に言えば、極めて恣意的で杜撰な内容のものでしかなく、特に丹生ダム・川上ダムの「環境」「治水」などについては、少なからぬ委員が国交省への反論に意欲を燃やしていますので、恐らく最終意見書は国交省発表に手厳しいものになることが予想されます。私も今回こそは両ダムについて「中止すべき」とはっきり明言して貰いたいと思っていますが、ただ、最大の焦点となるのは両ダムとも「治水」であり、この委員会がこれまでに出した意見書においては「治水」についての反論や代替案が必ずしも充分に具体的とは言えず、残された短い期間で委員たちがこの点をどこまで詰めることが出来るかに成否が掛っているように思います。

ともあれ、この委員会もついに“最終ラウンド”に突入したと言えます。　　（以上）

（※詳しくは流域委員会ＨＰをご覧下さい→ http://www.yodoriver.org）

淀川水系流域委員会
第43回委員会（H17.7.25）
参考資料2

２００５．７．１

淀川水系流域委員会委員長声明

本日、近畿地方整備局は、かねてから調査検討中としていた淀川水系５ダム計画についての「方針」を、当流域委員会に対して調査検討結果の報告・説明をまったく行わないままに、一方的にマスコミ関係者に対して発表したが、これはきわめて遺憾なことであり、強く抗議する。

淀川水系流域委員会と近畿地方整備局は、２１世紀の新しい河川整備のあり方とその具体的な方策の構築を目指すという共通認識のもとに、いわゆる「淀川モデル」ともいうべき新しい計画策定の手順と新しい審議の形を実践することにより、２１世紀の河川整備の模範となり得る河川整備計画案の策定に向けた検討・審議を過去４年半にわたって続けてきた。この間、流域委員会による新たな河川整備をめざした「提言」の作成・発表にはじまり、これを受けての近畿地方整備局による「説明資料第１稿」、「同第２稿」の作成・発表を経て「整備計画基礎原案」の作成・発表が為され、これに対し流域委員会の検討・審議の結果としての「意見書」の作成・発表を行い、さらに、これを受けての近畿地方整備局による「整備計画基礎案」の作成・発表が為された。しかし、同基礎案においては、河川整備計画の中でもっとも意見対立の大きい淀川水系５ダムの計画についてはなお調査検討中として河川管理者の考え方が示されなかった。このような状況の中で、当流域委員会は、いわば河川整備計画原案の素案に相当する「整備計画基礎案」についての意見書を作成するための検討・審議を行う一方、近畿地方整備局の淀川水系５ダム計画についての調査検討結果の報告・説明をひたすら待っていたものである。ところが、近畿地方整備局は、今般、当流域委員会への調査検討結果の報告・説明をまったく行わないままに、まったく突然、かつ、一方的に、マスコミ関係者に対して淀川水系５ダム計画の「方針」というものを発表したのである。

今回の近畿地方整備局の突然かつ一方的なダム計画についての「方針」発表は、当流域委員会と近畿地方整備局との相互努力のもとに河川整備計画案を検討し、生生発展させていくという新しい計画策定の手順と新しい審議の形についてのルールを無視するものであるとともに、双方の信頼関係を著しく損なうものと言わ

ざるを得ず、きわめて遺憾なことである。

当流域委員会は近畿地方整備局に対し、以下のことを強く求める。第１に、今回発表された淀川水系５ダム計画の「方針」なるものが、当流域委員会と近畿地方整備局との間でこれまで培ってきた新しい計画策定の手順の下での現段階における整備局の考え方を示したものにすぎず、今後、当委員会の検討・審議にもとづく意見を受けて生生発展させていく考えであることの確認を求める。第２に、今後、当流域委員会と近畿地方整備局との間でこれまでに培ってきた新しい審議のルールにのっとり、２１世紀の河川整備のあり方を示しうる河川整備計画案の策定をめざして双方で努力を続けることの確約を求める。

以上の確約の下に、当流域委員会は近畿地方整備局の今回の調査検討結果にもとづく方針について、十分な検討･審議を行い、速やかに意見書のとりまとめを行いたい。

以　上

参考資料

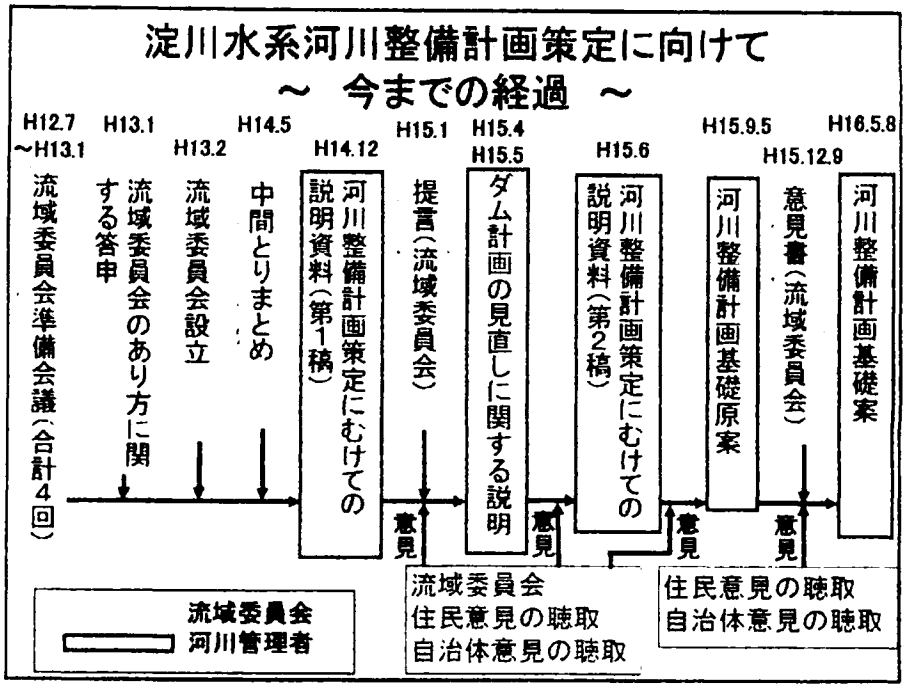
淀川水系河川整備計画策定に向けて
～ 今までの経過 ～
H12.7
～H13.1
流域委員会準備会議（合計４回）
H13.1
流域委員会のあり方に関する答申
H13.2
流域委員会設立
H14.5
中間とりまとめ
H14.12
河川整備計画策定にむけての説明資料（第1稿）
H15.1
提言（流域委員会）
H15.4
H15.5
ダム計画の見直しに関する説明
H15.6
河川整備計画策定にむけての説明資料（第2稿）
H15.9.5
河川整備計画基礎原案
H15.12.9
意見書（流域委員会）
H16.5.8
河川整備計画基礎案
意見
意見
意見
意見
流域委員会
住民意見の聴取
自治体意見の聴取
住民意見の聴取
自治体意見の聴取
流域委員会
河川管理者

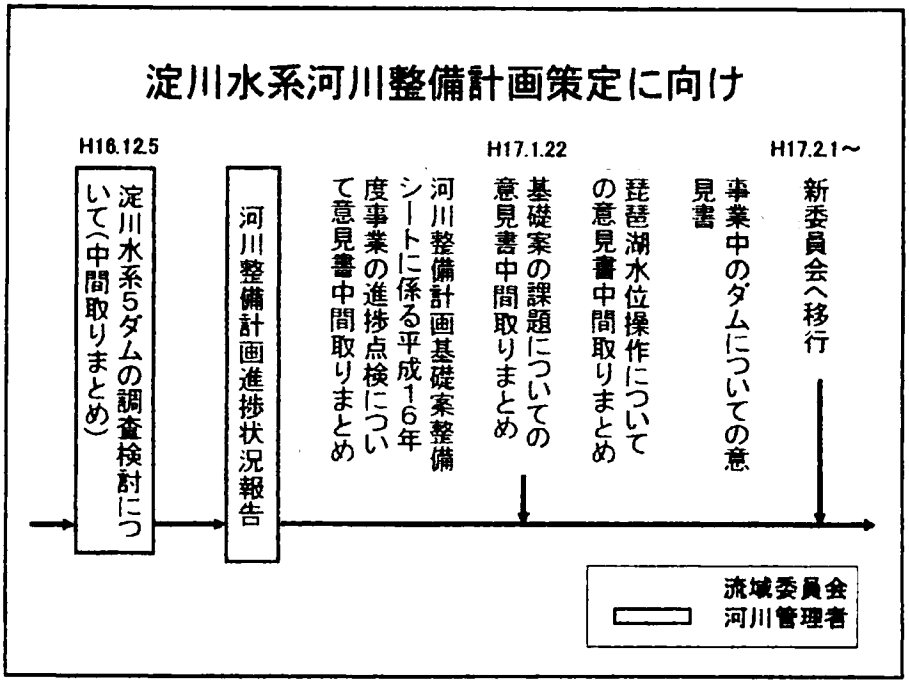
淀川水系河川整備計画策定に向け
H16.12.5
淀川水系5ダムの調査検討について（中間取りまとめ）
河川整備計画進捗状況報告
H17.1.22
河川整備計画基礎案整備シートに係る平成16年度事業の進捗点検について意見書中間取りまとめ
基礎案の課題についての意見書中間取りまとめ
琵琶湖水位操作についての意見書中間取りまとめ
H17.2.1～
事業中のダムについての意見書
新委員会へ移行
流域委員会
河川管理者

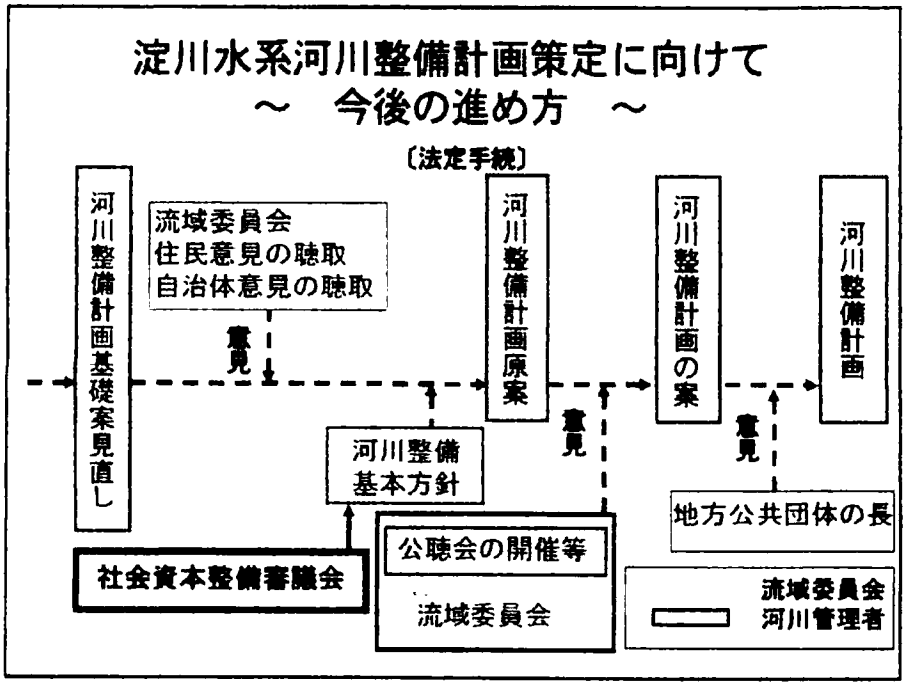
淀川水系河川整備計画策定に向けて
～　今後の進め方　～
〔法定手続〕
河川整備計画基礎案見直し
流域委員会
住民意見の聴取
自治体意見の聴取
意見
河川整備計画原案
河川整備計画の案
河川整備計画
意見
意見
河川整備
基本方針
公聴会の開催等
流域委員会
地方公共団体の長
社会資本整備審議会
流域委員会
河川管理者